# 平成 29 年度

# 業務実績報告書

日本司法支援センター

## 目次

I		はじ	めに	1
П		日本	:司法支援センターの概要	3
	1	業	務の内容	3
		(1)	本来業務(総合法律支援法第 30 条第 1 項)	3
		(2)	受託業務(総合法律支援法第30条第2項)	4
		(3)	東日本大震災法律援助事業(震災特例法第3条第1項)	4
	2	法	:人の組織	5
	3	法	:人の沿革	5
	4	根		6
	5	主	務大臣	6
	6	資	本金	6
	7	役	:員の状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)	6
	8	職	員の状況	6
Ш		中期	目標・中期計画・年度計画	6
	日	本司	法支援センターの中期目標・中期計画	6
IV		平成	: 29 年度の事業概要	7
	1	総	、括	7
		(1)	利用者の立場に立った業務遂行	7
		(2)	地方協議会の開催	7
		(3)	常勤弁護士の確保	7
		(4)	内部統制の構築・運用に関する点検	7
	2	各	業務	8
		(1)	情報提供業務	8
		(2)	民事法律扶助業務・震災法律援助業務	9
		(3)	国選弁護等関連業務	10
		(4)	司法過疎対策	11
		(5)	犯罪被害者支援業務等	11
		(6)	受託業務	12
V		平成	29 年度における業務実績	14
	1	総	合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	14
		(1)	業務運営の基本的姿勢等	14
		(2)	組織の基盤整備等	20
		(3)	組織の適正性堅持	29
		(4)	関係機関等との連携強化	33
		(5)	報酬・費用の立替・算定基準	36
		(6)	自然災害等に関するリスクへの対応の構築	37

2	Ì	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	37
	(1)	支援センターの業務全般に関する効率化	37
	(2)	事業の効率化	41
3	ŧ	是供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	46
	(1)	情報提供業務	46
	(2)	民事法律扶助業務	52
	(3)	国選弁護業務	55
	(4)	犯罪被害者支援業務	58
4	=	予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	64
	(1)	自己収入の獲得	64
	(2)	民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	65
	(3)	立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築	70
	(4)	委託援助業務	70
	(5)	財務内容の公表	72
	(6)	予算、収支計画及び資金計画	72
5	矢	豆期借入金の限度額	73
6	7	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関す	-る
	計画	<b>町</b>	73
7	Ī	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	73
8	勇	剰余金の使途	73
9	ز	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	73
	(1)	認知度の向上に向けた取組の充実	73
	(2)	施設・設備、人事に関する計画	76

## I はじめに

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者に対して、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(以下「震災特例法」という。)に基づき、支援センターの新たな業務とされた「東日本大震災法律援助事業」を実施し、弁護士会、司法書士会等の関係機関等と連携しながら、被災者への法的支援に取り組むなどした。さらに、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

第3期中期目標期間(平成26年4月1日から平成30年3月31日まで)においては、 震災特例法の有効期限が平成30年3月31日まで延長(なお、平成30年3月30日に、 平成33年3月31日までの再延長が決定。)されたのを受け、支援センターは、東日 本大震災法律援助事業を継続したほか、司法ソーシャルワーク(\*)の推進に向け、司 法ソーシャルワーク事業計画を策定し、同計画に基づいて、全国の地方事務所にお いて「司法ソーシャルワーク」や「高齢者・障がい者支援」をテーマとした地方協 議会や業務説明等を積極的に開催するなど、実施体制の整備、関係機関との連携強 化等の取組を進めた。民事法律扶助の援助件数(代理援助・書類作成援助)が平成 29年1月に累計で100万件を突破し、また、コールセンターへの問合せ件数も平成 30年3月には累計で370万件に達した。

そのほか、平成30年1月24日に施行された認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談援助業務や、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務の実施に向けて、本部及び地方事務所において関係機関と協議等を行い、適切な援助を実施できる態勢を構築し、これらの業務を開始した。加えて、支援センターは、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進した。

本報告書は、平成 29 年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

\* 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

## Ⅱ 日本司法支援センターの概要

## 1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務(総合法律支援法第30条第1項)

#### ア 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等 (弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する業務。

## イ 民事法律扶助業務

- (ア) 経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を 行い(法律相談援助)、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司 法書士の費用等の立替え等を行う(代理援助、書類作成援助)業務。
- (イ) 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等(特定援助対象者)に対し、資力に関わらず法律相談等を 実施する特定援助対象者法律相談等援助業務(平成30年1月24日施行)。

## ウ 国選弁護等関連業務

- (ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁 護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及 び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。
- (イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者 参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対す る報酬・費用の支払等を行う業務。

#### 工 司法過疎対策業務

身近に法律家がいない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎 地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」 を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

#### 才 犯罪被害者支援業務

- (ア) 犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務。
- (4) DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力に関わらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務(平成30年1月24日施行)。

#### 力 被害者参加旅費等支給業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加する ことができるよう、被害者参加人として公判期日(又は公判準備)に出席し た際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

## (2) 受託業務(総合法律支援法第30条第2項)

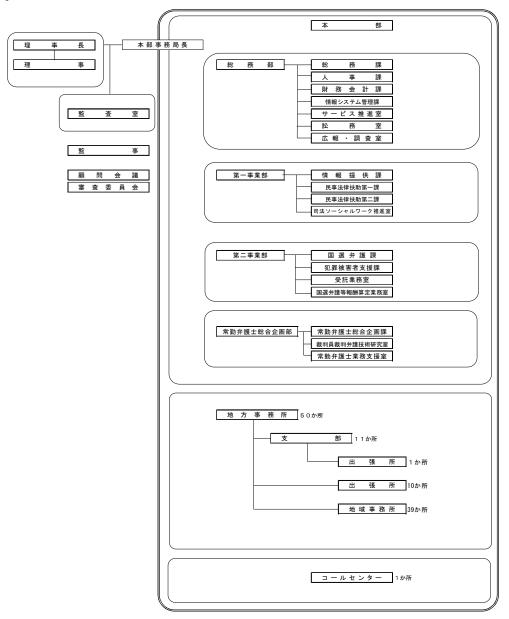
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営 利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせ る業務。

## (3) 東日本大震災法律援助事業 (震災特例法第3条第1項)

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村(東京都を除く。)に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い(震災法律相談援助)、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う(震災代理援助、震災書類作成援助)業務。

## 2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである(平成 30 年 3 月 31 日 現在)。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

## 【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

## 3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成30年3月31日までの沿革については、資料2のと

おりである。

## 【資料2】日本司法支援センターのあゆみ(~平成30年3月31日)

#### 4 根拠法

総合法律支援法(平成16年6月2日公布、平成16年法律第74号)

## 5 主務大臣

法務大臣

## 6 資本金

3億5,100万円(政府全額出資)

## 7 役員の状況 (平成30年3月31日現在)

理事長 誠 (平成 26 年 4 月 10 日就任) 宮崎 理 事 丸 島 俊 介 (平成29年10月1日就任) 同 山崎 学 (平成28年4月10日就任) 同 板 東 久美子(平成29年10月1日就任) 坂 本 かよみ (平成26年4月10日就任) 同 監 事 津 熊 寅 雄 (平成27年12月21日就任) 山 下 泰 子 (平成24年9月3日就任) 同

#### 8 職員の状況

平成30年3月31日現在、常勤職員数は931名(常勤弁護士を含む。)である。

## Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

## 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成 26 年 2 月に法務大臣から指示された同年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を受け、中期計画を作成し、法務大臣に認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、平成 29 年度の業務運営に関する計画 (年度計画) を定め、平成 29 年 3 月 24 日、法務大臣に届け出た。

## 【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

## Ⅳ 平成29年度の事業概要

## 1 総 括

## (1) 利用者の立場に立った業務遂行

利用者の立場に配慮した業務遂行のため、接遇に関する研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談や外部委託による通訳サービス業者を通じ実施している電話による多言語情報提供サービスにおいて、統計に基づき高いニーズが見込まれたタガログ語を追加するなど外国語を母語とする者への対応を行った。

#### (2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、協議内容を工夫しながら地方協議会を開催した。

## (3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士(常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成18年規程第22号)第1条)である。

平成30年3月31日現在で、常勤弁護士は合計215名となり、合計89か所(全国43か所の地方事務所、7か所の支部、39か所の地域事務所)に配置した。 なお、人数については資料4、配置先については資料5のとおりである。

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成30年3月31日現在)

## (4) 内部統制の構築・運用に関する点検

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、平成28年度に実施した内部監査、会計監査、システム監査での指摘事項のうち、リスクの高い項目から業務改善を行うとともに、コンプライアンス小委員会において、職員に対するコンプライアンス教育を強化した。

## 2 各業務

## (1) 情報提供業務

## ア コールセンターにおける情報提供

入電状況に応じたオペレーター配置や、各種の研修や民事法律扶助業務に おける資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービ スレベルの維持の両立を図った。

平成 29 年度の問合せ件数は、339,344 件で、平成 28 年度に比べて 10,255 件減少した。

平成18年度からの情報提供業務における問合せ件数の推移は、資料7及び資料8のとおりである。

## 【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成29年度情報提供件数の推移

## イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計 196,135 件で、平成 28 年度に比べ 8,702 件減少した。

## 【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成29年度情報提供件数の推移

## ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災の被災者等に向けた情報提供として、ホームページに相談窓口情報一覧を継続して掲示したほか、九州北部豪雨の被災者等に対する情報提供として、九州北部豪雨に関するQ&Aを緊急作成し掲示・更新を行った。

## エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に応じて、連携の必要性が高い関係機関等に参加依頼をして地方協議会を開催することにより、利用者その他の関係者から、利用者の目線での業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、また、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築しあるいは引き続き確保することができた。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援に適切に対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

## オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元の地方公共団体

と協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成 23 年 11 月から設置した震災法テラスダイヤル (フリーダイヤル) については、平成 29 年度も継続して被災者からの問合せに対応した。

## (2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

## ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成29年度における民事法律扶助業務と震災法律援助業務を合わせた援助 実績は、法律相談援助実施件数が355,843件、代理援助開始決定件数は 114,989件、書類作成援助開始決定件数は4,307件であった。民事法律扶助の みの法律相談援助件数(302,410件)は、平成28年度実績(298,220件)に 比べて増加し、震災法律相談援助(53,433件)を加えると平成28年度比 101.3%となった。また、代理援助開始決定件数は、民事法律扶助(114,770件)のみで平成28年度実績(108,583件)を上回ったことから、震災代理援助(219件)は減少したものの、全体では平成28年度比105.4%と増加した。

平成24年4月1日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助53,433件のうち、76.3%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助(219件)の内訳は、ADR申立手続が最も多く、次いで金銭事件が多かった。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料 13、資料 14、資料 15 及び資料 16 のとおりである。

## 【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料9】平成29年度援助申込状況(民事法律扶助)

【資料 10】平成 29 年度援助申込状況(震災法律援助)

【資料 11】平成 29 年度援助決定件数等状況(民事法律扶助)

【資料 12】平成 29 年度援助決定件数等状況(震災法律援助)

【資料 13】平成 29 年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

【資料 14】平成 29 年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

【資料 15】平成 29 年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

【資料 16】平成 29 年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

【資料 28】最近5年間の援助決定件数の推移

## イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成30年4月1日時点における契約弁護士数は、22,346名(平成29年4月1日時点から461名増)、契約司法書士数は、7,294名(同101名増)となった。

また、震災法律援助業務に関しては、平成 30 年 4 月 1 日時点で、弁護士 3,197 名 (平成 29 年 4 月 1 日時点から 63 名増)、司法書士 1,224 名 (同 19

名増)と震災法律援助契約を締結しており、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料 17】契約弁護士数(民事法律扶助·震災法律援助)

【資料 18】契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)

#### ウ 立替金等の状況

平成29年度の代理援助に係る立替金合計(常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。)は164億3,468万円、書類作成援助に係る立替金合計(前同)は4億1,573万円、法律相談援助に係る費用は19億6,532万円であり、平成29年度中の償還金は112億9,641万円であった。

生活保護受給者について償還猶予、免除を原則としたことや、償還免除の一括処理を行ったこともあり、償還免除とみなし消滅の合計は49億8,556万円となった(平成28年度比109.8%)。

【資料 52】平成 29 年度立替金残高表

【資料 53】平成 29 年度法律相談費実績

【資料54】平成29年度代理援助立替金実績

【資料 55】平成 29 年度書類作成援助立替金実績

## (3) 国選弁護等関連業務

#### ア 受理件数

平成 29 年度の被疑者国選弁護事件受理件数は 63,839 件(平成 28 年度比 4.12%減)、被告人国選弁護事件受理件数は 53,655 件(同 4.85%減)、国選付添事件の受理件数は 3,417 件(同 0.29%減)であった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料 19】国選付添事件受理件数

【資料 29】国選弁護事件受理件数(被疑者)

【資料 30】国選弁護事件受理件数(被告人)

#### イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努めており、平成30年4月1日時点における国選弁護人契約弁護士の契約者数は、28,585名(平成29年4月1日時点から918名増)、国選付添人契約弁護士の契約者数は、14,867名(同595名増)となった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料 20】国選弁護人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料 21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

## (4) 司法過疎対策

平成29年度末において、司法過疎対策として設置している地域事務所(以下「司法過疎地域事務所」という。)数は35か所であり、司法過疎地域事務所に 勤務する常勤弁護士数は50名となった。

## (5) 犯罪被害者支援業務等

## ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714 (なくことないよ)」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えることがないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成 29 年度の問合せ件数は合計13,461 件となり、平成 28 年度に比べ1,447 件増加した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者の直接面談による情報提供、さらに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(以下「精通弁護士」という。)の紹介業務を行った。地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」に関する問合せ件数は全国で12,717件であり、平成28年度に比べ1,108件減少し、精通弁護士の紹介は1,705件であり、平成28年度に比べ28件増加した。

平成30年1月24日からは、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある被害者に対し、資力に関わらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務を開始し、141件の援助を実施した。また、DV等被害者援助弁護士の人数は1,716名となった。

## 【資料7】日本司法支援センター業務実績

- 【資料 22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績
- 【資料 23】平成 29 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容
- 【資料 24】平成 29 年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解 のある弁護士の紹介状況
- 【資料 40】平成 29 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・ 刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体
- 【資料 41】地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)
- 【資料 42】平成 29 年度地方事務所で対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)

## イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は 5,038 名 (平成 30 年 4 月 1 日現在) となり、前年に比べ 329 名増加した。

また、平成 29 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 561 件となり、平成 28 年度に比べ 50 件増加した。

## 【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

## ウ 被害者参加旅費等支給業務

平成 29 年度における被害者参加人の旅費等請求件数は 2,685 件であり、支 給額は 2,166 万 8,037 円であった。

## 【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料 57】平成 29 年度被害者参加旅費等支給業務実績

## (6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成19年4月1日から開始された公益財団法人中 国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」 と、同年10月1日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁 護士連合会委託援助業務」の2種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

## ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

## (7) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続(具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等)が必要となるところ、支援センターは身元判明者への弁護士による法的援助に関する業務を受託している。

## (化) 件数

平成 29 年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は 1件であり、援助開始の上、終結まで行った。

## 【資料 25】平成 29 年度委託援助事業統計表 (申込総受理件数)

## イ 日本弁護士連合会委託援助業務

## (7) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の9つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

## (イ) 件数

平成 29 年度における日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 22,206 件(平成 28 年度比 238 件減)であった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料 25】平成 29 年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

## V 平成29年度における業務実績

- 1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置
  - (1) 業務運営の基本的姿勢等

## ア総論

#### 【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。

利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。

支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を 「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士等に伝え、利用者の立場 に立ったサービスの提供につながるよう努める。

多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国 民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納 税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効 果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意 工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

## 1 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、 苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」 として、情報を毎月集約の上、理事長及び監事に対して定期的に報告し、 支援センターの業務運営に役立てている。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別(職員や契約弁護士等の応対に関するものなど。)に分析を行い、特にその内容から、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速な情報共有を図った。

さらに、新規採用者研修や3級昇格者研修、新ブラッシュアップ研修等 の各種研修において、利用者から実際に寄せられた苦情等を題材としたロ ールプレイやグループ討議等を行い、利用者への適切な対応についてスキルの向上を図った。

2 契約弁護士・司法書士への「利用者からの声」の伝達 一般契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」 を当該一般契約弁護士等へ直接伝達するスキームを引き続き実施した。

#### 3 顧問会議の開催状況

平成30年2月6日に第16回顧問会議を開催した。

## 〈会議の概要〉

平成30年1月24日から開始した特定対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助の具体的な内容や利用状況について報告した。

また、第3期中期目標期間の業務実績(見込評価)及び第4期中期目標期間における業務運営方針等の概要を説明した上で、第4期中期目標期間において予定されている司法ソーシャルワークと情報提供業務の取組について、意見交換を行った。

(注) 顧問会議のメンバーは次のとおりである(五十音順、敬称略)。

石井 卓爾 東京商工会議所特別顧問

片山 善博 早稲田大学公共経営大学院教授

髙木 剛 一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会顧問

滝鼻 卓雄 ジャーナリスト

竹下 守夫 一橋大学名誉教授

津島 雄二 弁護士

中山 弘子 元新宿区長

坂東眞理子 昭和女子大学学長

村木 厚子 元厚生労働事務次官

## 4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、 我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさ せるなど、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要 性を認識させた。

#### 【資料6】法テラス運営理念

## イ 東日本大震災の被災者に対する援助の充実

(7) 震災法律援助事業による援助の充実

## 【年度計画】

震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているかの分析を踏まえた上で、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果(自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など)等によれば、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談(移動相談車両の活用を含む。)、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。また、震災法律援助の根拠である「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期間を踏まえ、事務処理要領の作成をしつつ、十分な周知活動を行うことによって、利用者が適切に支援を受ける機会を逸しないよう努める。

1 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策の検討・実施

過去の利用実績の分析から、震災法律相談援助から震災代理援助や震災 書類作成援助に結び付く割合が高いことが判明している原発事故損害賠償 請求に関する事案について、「原発弁護団」と協力関係を保ちながら、震 災代理援助及び震災書類作成援助の利用促進を図った。

また、新入会員弁護士向けの研修会等で震災法律援助事業についての業務説明を行い、震災代理援助及び震災書類作成援助の利用促進を図った。

その結果、平成29年度は、ADR関係の震災法律相談援助110件のうち55件(50%)が震災代理援助につながった。

なお、全体としては、震災発生から一定程度の時間が経過したこともあり、利用対象が震災に起因する事案に限られる震災代理援助及び震災書類 作成援助の利用件数は減少した。

#### 2 被災者支援の充実

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果(自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など)等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充を推進するため、移動相談車両の活用を含めた仮設住宅及び相当程度の相談需要が見込める司法過疎地への巡回・出張相談を実施(震災巡回相談

511件、震災出張相談242件) したほか、全ての被災地出張所において夜間相談ないし休日相談を実施した(夜間相談83件、休日相談237件)。また、被災地出張所法テラスふたばにおいて、テレビ電話相談を引き続き活用(21件)した。

平成30年3月31日までであった「東日本大震災の被災者に対する援助の ための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限が3 年間延長されることを踏まえ、地方事務所において、引き続き十分な震災 法律援助を提供できるよう体制を整えた。

## 【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料 10】平成 29 年度援助申込状況 (震災法律援助)

【資料 12】平成 29 年度援助決定件数等状況 (震災法律援助)

## (イ) 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

#### 【年度計画】

法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例 法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者の ニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ 細かい対応を行うよう努める。

震災法律援助事業による被災者支援を行うことができない場合であって も、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実 施する。

#### 1 震災法律援助事業以外の手法によるきめ細かい対応

(1) 「震災法テラスダイヤル」

震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に継続して設置し、被災者や被災関係者からの問合せに対応した。

なお、震災法テラスダイヤルでは、平成28年4月の熊本地震発生後、速 やかに体制整備を行い、同年5月14日以降は、熊本地震の被災者からの問 合せにも対応し、平成29年度も継続した。

(2) 「ワンストップ相談会」の実施

地元の地方公共団体の要望や前年度の相談会実施状況も考慮の上、宮城、 岩手、福島の各県に設置した7か所の被災地出張所において、消費者庁、 地元の地方公共団体と連携し、弁護士以外の各種専門家による「ワンスト ップ相談会」を継続実施し、被災者のニーズに適したきめ細かい情報提供 サービスを実施した。

(3) 「女性の悩みごと相談」の実施

内閣府男女共同参画局との連携により実施する「女性の悩みごと相談」を、平成29年度において被災地出張所5か所(法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島、法テラス大槌、法テラス気仙)で実施し、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに対応した。

#### (4) ホームページを利用した広報

ホームページ上に「東日本大震災相談実例Q&A」を継続的に掲載し、被災者や被災関係者の相談実例を基にした情報提供を実施することで、利用者の利便性の向上を図った。

なお、東日本大震災関係では、被災者が見やすいように、最近の問合せ傾向を踏まえ、Q&Aを一定数に絞る作業に着手した。

また、「東日本大震災に関する相談窓口一覧」についても、ホームページに継続的に掲載することで利用者の利便性の向上を図った。

2 被災者(震災法律援助事業対象外)に対する民事法律扶助制度の活用 震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、地方公共 団体、地域包括支援センター、本人から連絡があったときには、民事法律 扶助の法律相談援助(高齢者を対象とした巡回相談や出張相談を含む。) を検討し実施するなど、民事法律扶助制度を活用した対応を行った。

## ウ 高齢者や障がい者等に対する支援の充実

#### 【年度計画】

司法ソーシャルワーク事業計画の進捗状況を踏まえ、常勤弁護士を含めた担い手となる弁護士・司法書士を確保するとともに、福祉機関・団体(地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等)を対象とした司法ソーシャルワークに関する協議会等を開催するなどして、福祉機関・団体との連携強化を図る。

福祉機関・団体と連携し、指定相談場所を増加させ、併せて、巡回相談の件数を増加させる。

また、福祉機関・団体との連携を契機として実施される出張相談、センター相談及び事務所相談を増加させる。

全国の地方事務所で実施した高齢者・障がい者疑似体験実習等の研修の成果をいかし、高齢者・障がい者への配慮について、各地の地方事務所で実施している取組を全国で共有することによりサービスの向上を図る。既に作成している高齢者、知的障がい者及び視覚障がい者向けの各パンフレットについて、関係機関・団体の意見を踏まえて改善を図った上、必要に応じて関係機関・団体に配布する。

## 1 司法ソーシャルワーク

## (1) 担い手となる弁護士・司法書士の確保

司法ソーシャルワーク事業計画で出張相談等の担い手となる弁護士・司法書士を確保するとしているところ、平成29年度には、新たに3つの地方事務所において、出張相談担当者名簿を整えた。また、担い手育成の観点からも、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するために、実務トレーニー・実務トレーナー研修を計14回実施した。

## (2) 福祉機関・団体等との連携の強化

地方事務所において、「司法ソーシャルワーク」「高齢者・障がい者支援」をテーマとした地方協議会を計66回開催したほか(平成28年度比4回増)、福祉機関・団体職員を対象とした業務説明等を計1,457回開催した。このうち、地域包括支援センター職員を対象者としたものが450回、福祉事務所職員を対象としたものが96回、社会福祉協議会職員を対象者としたものが463回であった。

また、福祉事務所・自立相談支援機関の施設で指定相談場所相談・巡回相談を実施することの利点をまとめた説明・提案資料に加え、実際に同施設での指定相談場所相談・巡回相談を実現した地方事務所における連携プロセスを掲載した「連携スキーム事例集」を作成した。

さらに、地方事務所・支部職員及び常勤弁護士と福祉機関・団体との連携の取組を円滑にするために、連携の対象となる福祉機関・団体の組織・業務、従事する福祉専門職の役割等を整理した「連携便利帳」を整備した。

これらの資料については、地方事務所・支部に配布するとともに、階層 別に実施する職員研修においてもテキストとして使用し、連携の取組を進 める上でのポイントを説明する際の資料とした。

## (3) 連携を契機とした法律相談援助の実施

福祉機関・団体の施設を指定相談場所に指定した数は、平成28年度の152か所から185か所に増加した。また、福祉機関・団体との連携を契機とした巡回相談件数は、平成28年度の438件から595件に増加し、特に主要な連携対象機関である地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会を対象とした巡回相談件数は、平成28年度の193件から312件に増加した。

さらに、連携を契機とした出張相談件数は、平成 28 年度の 639 件から 1,131 件に増加し、センター相談・事務所相談件数については、平成 28 年度の 2,578 件から 3,636 件に増加しており、平成 28 年度が平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の実績値であることを考慮しても、大幅な増加といえる。

#### 2 高齢者・障がい者へのサービス向上

サービス介助士の資格を持つ本部担当職員が、新規採用者研修(平成29 年4月実施)において、接遇スキルの向上や高齢者や障害を持つ利用者へ の理解を深めることを目的として、車いすを使用した介助演習を実施や高齢者・障がい者疑似体験実習を実施した。さらに、各地の取組例をグループウェアに掲出し、全職員で共有するなどして、高齢者・障がい者に対するサービスの向上に取り組んだ。

また、対象者ごとのパンフレット(高齢者向け、知的障がい者向け、視 覚障がい者向け)を全国の地方事務所に配備し、地方事務所において、地 方事務所協議会等における出席者への配布や、関係機関での備置きの依頼 等を行った。

## (2) 組織の基盤整備等

## ア 支援センターの職員

(ア) 職員(常勤弁護士を含む。)の採用及び配置等

## 【年度計画】

(7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置 及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務 の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握 し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた真に必要なも のとする。

支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用・配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る 刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関 係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率 的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に 応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付 採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・ 検事の給与を参考にする。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、関係機関等との連携協力関係の確保・強化も含めて総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要と認められる地域に順次配置する。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量(事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない

事情を含む。)、その地域での役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービス を提供できるようにするための具体的な態勢整備を図る。なお、被災自 治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を 前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数 の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

## 1 一般職員について

#### (1) 採用

一般職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施することにより、公共性の高い支援センターの多様な業務への適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。面接の実施に際しては、局部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任を面接員とし、様々な視点から受験者の能力及び適性を判断した。

採用試験の実施に当たっては、卒業後5年間を新卒採用の対象者とする 運用として一般公募試験を実施し、305名の選考を行い、18名を採用した。 さらに、新卒採用(二次募集)及び中途採用試験も実施し、519名の選考 を行い、16名を採用した。

また、有期契約職員から常勤職員への登用については、特に有能な有期契約職員を登用するため、前記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。支援センターにおける知識・経験が豊富な有期契約職員については、常勤職員に登用することにより即戦力となり得ることから、地方事務所長の推薦があった有期契約職員18名を対象に常勤職員への登用試験を実施し、4名を登用した。

## (2) 人事配置

一般職員の配置に当たっては、平成30年4月期の広範な人事異動(134名)に向け、各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案しながら業務の平準化及び事務手続の合理化に資する再配置を考慮するとともに、総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置

に努めた。

## 2 常勤弁護士について

#### (1) 常勤弁護士の採用

ア 就職説明会の開催、採用案内の周知等による人材の確保

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターのホームページにおいて常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を随時掲載するとともに、司法試験合格者等に採用案内等を配布して、合格後の早い段階から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。また、日本弁護士連合会、各弁護士会、法科大学院及び司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生等を対象とする就職説明会を16回にわたり実施し、支援センターの運営方針、常勤弁護士の業務内容、魅力、求める人材像、待遇等について説明した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士を採用するため、日本弁護士 連合会の協力を得て、同連合会のホームページ、会員専用サイト、メー ルマガジン等に就職情報を掲載した。

イ 選択型実務修習、エクスターンシップの受入れ、法科大学院生を対象 とした説明会の開催による常勤弁護士への関心の促進

支援センターや常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことを通じて業務の意義や魅力を実感してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、各地の支援センター事務所において、合計75名の司法修習生を受け入れた。

また、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の支援センター法律事務所において、合計19名の法科大学院生を受け入れた。

さらに、法科大学院生を対象とした説明会を合計20か所(平成28年度は合計7か所)で開催し、司法試験合格前の時期から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。

#### ウ 総合評価のための面接の実施

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員として総合法律 支援の取組に意欲的であるだけでなく、弁護士として必要な事務処理能 力やコミュニケーション能力等を見極める必要があることから、各応募 者について、日本弁護士連合会から意見を徴した上で、採用面接を実施 した。

## エ 新規採用者の確保

以上の取組により、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い 能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し 得る人材を含め、支援センターの業務の円滑かつ効率的な運営に適応で き、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる 人材の確保に努めた。

平成29年度は、65名の応募者の中から、21名(司法修習修了直後の者 18名、法曹経験者3名)を採用した。

#### (2) 常勤弁護士の配置

ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証

事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析するとともに、地方 事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必 要に応じて幹部らも各地へ赴いてヒアリングを行った上、民事法律扶助 事件数や国選弁護事件数、平成28年度までに検討した常勤弁護士の役割 等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性 等を検討した。

## イ 配置人数等

前記取組により、平成30年3月31日時点で全国に215名の常勤弁護士 を配置した。

- ウ 事務所ごとの配置人数の更なる見直しの着手に向けた検討 上記アの検証を踏まえ、業務量等に応じた必要な人数の常勤弁護士を 平成30年度以降順次配置できるように、事務所ごとの配置人数の見直し を検討した。
- (3) 常勤弁護士の事件により生じる財政的効果の把握等 常勤弁護士が取り扱う事件の困難性や常勤弁護士が情報提供等を行っ た件数も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し た。

また、前記把握・分析した情報やデータを基に、事務所ごとの収支を試算し、常勤弁護士が事件を取り扱ったことで生じた財政的な効果を明らかにすべく検討を進めた。

(4) 大規模災害等における法的サービスの提供のための態勢整備 大規模災害等における法的サービス提供のための態勢整備の方策を検 討するとともに、熊本地震の被災者支援として、弁護士会と連携して無料 法律相談を実施し、常勤弁護士も相談員として参加した。

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成30年3月31日現在)

【資料 31】平成 29 年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

【資料 32】平成 29 年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料 33】平成 29 年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

3 コールセンター職員の配置等について

## (1) 情報提供件数、業務量の推移

コールセンターにおける情報提供件数は、339,344件(平成28年度は349,599件)であり、平成28年度と比較して件数が減少した。

さらに、コールセンターが民事法律扶助業務における資力要件の確認を行う対象事務所が、65地方事務所・支部・出張所(被災地出張所を除く)全て(平成28年度は59地方事務所・支部・出張所)に拡大し、また、地方事務所等に電話がつながらないという苦情を解消する施策の一環として、平成27年10月から開始した各地方事務所における話中電話(話中で応答できない電話)及び無応答電話(着信から一定時間内に応答できない電話)をコールセンターに自動転送する取組を継続実施した。加えて、メールによる情報提供につき、平成28年9月からスマートフォンや携帯電話からの問合せを可能にする対象拡大を行ったこと(平成29年度は34,214件、平成28年度は27,004件)等から、コールセンターの業務範囲は大幅に拡大した。

(2) (1)に応じた職員配置の見直し

前記業範囲の拡大の一方で、入電件数や業務量等を分析し、曜日や時間帯別の入電件数に合わせた適切なシフト体制を敷くなど、職員配置の工夫により、新規雇用の人数を抑制し、効率的な運営を実施した。

## 【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成 29 年度情報提供件数の推移

## (イ) 職員(常勤弁護士を含む。)の能力の向上

## 【年度計画】

以下の研修を実施し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムの構築を進める。

- (ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。
- (イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、随時研修内容を見直したり、より一層の内容の充実を図りながら実施するよう努める。

また、ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。

(ウ) 上記の研修を実施し、意識・能力等の高い職員については、国、地方

公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を 積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公 共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等 との連携の促進を図るため、社会福祉法人等に派遣する外部研修を実施 する。

## 1 一般職員に対する体系的な研修制度の実施等

中長期的な人材育成プログラムを構築するために、研修制度に関するプロジェクトチームが平成27年度にまとめた研修要綱(当センターの研修制度の中核をなす階層別研修を大幅に改定したもの。)に沿って、業務ごとに行っていた従来の業務研修を整理・統合した新階層別研修を初めて通年で実施するとともに、新人事評価制度への理解を深めるための考課者研修を階層別研修に追加し、事務局長を対象として実施した。また、平成28年度に作成した「OJTハンドブック」を改訂して全地方事務所に配布し、効率的かつ効果的な新規採用職員の育成を図った。

## (1) 新階層別研修

採用年次や経験年数に応じた研修を体系的かつ計画的に実施した。具体的には、採用から2年間を基礎形成期間、その後の2年間を「ステップアップ期間」とし、それぞれの期間に新規採用者研修、ステップアップ研修を実施した。また、採用から7年目の職員には「ブラッシュアップ研修」を、3級昇格者には「3級昇格者研修」を、4級昇格者には「マネジメント基礎研修」を、事務局長2年目の職員には「マネジメント応用研修」をそれぞれ行い、経験年数、役職とその職責に応じた階層的な研修を実施した。また、新人事評価制度への理解を深めるための「考課者研修」を追加して実施した。各研修では、「法テラス運営理念」の講義も行い、組織としての基本理念の浸透を図ったほか、コンプライアンスに関する講義では、事例検討等を取り入れることにより、問題意識の促進を図った。また、司法ソーシャルワークの講義を取り入れた。

## (2) 業務研修

犯罪被害者支援及び新規業務であるDV等被害者法律相談援助に関して重要な役割を果たす事務局長・コールセンター長を対象とした業務研修を実施した。

## (3) O J T

改訂した「OJTハンドブック」に基づき、新規採用職員に対し、OJTを実施した。

## 2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組

## (1) 実践的な研修等の実施

## ア 養成中の常勤弁護士に対する研修

司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で必要とされる基本的素養を身に付けさせるため、通年スケジュールに沿って、採用直後に民事法律扶助業務・国選弁護業務・利用者等とコミュニケーションを円滑に図るためのビジネスマナーや傾聴スキル等について学ぶ新任業務研修、民事・刑事事件に関する演習を中心とする定期業務研修、支援センター法律事務所への赴任直前に行う赴任前業務研修を実施した。

## イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修

支援センター法律事務所に赴任中の常勤弁護士に対しては、労働事件に関する事例検討を中心とする民事業務研修、精神科医の講義や臨床心理士を相談者役として模擬法律相談等を行うパーソナリティ障害対応研修、司法ソーシャルワークの推進のため、先駆的役割を担う常勤弁護士から実務を通じてノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

また、新たに、3年間の任期を終了した常勤弁護士を対象としたより 専門的な知識の習得等を目的とする赴任4年目専門研修や、中核の常勤 弁護士を対象とした司法と福祉の連携に関する専門研修を実施した。

#### ウ 裁判員裁判に関する研修

常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする裁判員裁判事例研究研修、参加者を少数に限定し、より専門的・集中的に裁判員裁判に関するディスカッション等を行う裁判員裁判専門研修を実施した。

## エ その他の研修等

全国を9つのブロックに分けて、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じた常勤弁護士自らが企画する少人数制の研修(ブロック別研修)を実施し、各ブロック単位での研修を充実させるとともに、全国各地に赴任する常勤弁護士の活動報告を中心とする全国経験交流会を日本弁護士連合会と共催し、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

また、支援センター法律事務所に勤務する職員に、必要な事務処理方法等を講義する法律事務所事務職員研修を実施し、法律事務所全体の充実化・効率化を図った。

#### (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常 勤弁護士業務支援室を活用し、定期的に意見交換を行って研修の具体的内 容の企画や検討を行いつつ、研修を受講した常勤弁護士の意見等も踏まえ て、内容や時間配分等を随時見直し、より一層の充実を図った。

さらに、個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室が、常勤弁護

士が受任した裁判員裁判事件・刑事事件について個別具体的な指導・助言 を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。

また、常勤弁護士業務支援室では、常勤弁護士が受任した民事・家事・ 労働事件等について個別具体的な指導・助言を行うほか、養成中の常勤弁 護士に対する受任事件の起案についての添削指導、養成明け赴任1年目の 常勤弁護士に対して、定期的に電話をかけ、抱える悩み等を早期に発見し てフォローアップを行うなどの取組を行った。

#### 3 中核を担う人材の育成

#### (1) 一般職員の外部派遣研修

人事院主催の課長補佐級研修に課長補佐職の職員1名を4日間参加させた。東京都の実施する職員研修に職員2名を延べ2日間参加させた。また、法務省の研修に職員1名を約6か月間参加させた。

(2) 常勤弁護士の外部派遣研修

法務省(大臣官房司法法制部・矯正局)等に常勤弁護士を派遣し、外部 研修を実施した。

## 【資料 36】平成 29 年度常勤弁護士研修実施状況

## イ 一般契約弁護士・司法書士の確保

#### 【年度計画】

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

#### 1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保

平成30年2月に講習会「使える!民事法律扶助制度~活用のノウハウ」を日本弁護士連合会と共催し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及び利用の促進を図った。また、新しい制度である特定援助対象者法律相談援助についても、日本弁護士連合会の研修教材作成に協力し、相談担当者の確保に努めた。

32地方事務所において弁護士会、司法書士会と連携しつつ説明会や協議会を実施し、未開催の地方事務所においても、制度改定の都度説明資料を配布するなど、扶助契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を実施した。

その結果、平成30年4月1日時点における一般契約弁護士数は、22,346

名(平成29年4月1日時点から461名増)、一般契約司法書士数は、7,294名(同101名増)となった。

- 【資料 17】契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)
- 【資料 18】契約司法書士数(民事法律扶助·震災法律援助)
- 【資料 49】契約弁護士・司法書士への研修実施状況
- 2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保
  - (1) 説明会等の実施
    - ア 説明会の開催・説明資料の配布

全ての地方事務所において、国選弁護関連業務周知のための説明会や協議会を開催(弁護士会との共催を含む。)するとともに、研修の実施、独自の広報用資料の配布等により、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について周知を図った。

イ 解説書の配布

全地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士にな ろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務 の解説」を配布した。

(2) 契約弁護士の確保

平成30年4月1日時点における国選弁護人契約弁護士の契約者数は、28,585名(平成29年4月1日時点から918名増)、国選付添人契約弁護士の契約者数は、14,867名(同595名増)となった。

【資料 20】国選弁護人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士) 【資料 21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

- 3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保
  - (1) 被害者参加弁護士契約弁護士確保の取組
    - ア 本部における取組

本部では、日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を実施した。

イ 地方事務所における取組

地方事務所においては、50 地方事務所のうち 48 地方事務所において、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について、理解を深められるよう、以下の取組を実施した。

① 弁護士会主催の説明会・協議会等への参加

- ② 地方事務所主催の説明会・協議会等の実施
- ③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会・協議会等の開催 説明会等の開催に至らなかった2地方事務所(佐賀、青森)におい ても、各弁護士会の執行部、犯罪被害者支援委員会等との協議を行い、 資料を配布するなど、一般被害者参加弁護士契約弁護士数の増加に取 り組んだ。

## (2) 契約弁護士の確保

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は平成30年4月1日現在5,038名 (前年度同日比329名増)となった。このうち、女性弁護士数は平成30年 4月1日現在1,102名(前年度同日比78名増)となった。

【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移 【資料 50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

## (3) 組織の適正性堅持

ア ガバナンスの強化

## 【年度計画】

- ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、 停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援セン ターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。
  - (7) 執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。
  - (イ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの 抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務 所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。
  - (ウ) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、 本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。
- イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

#### 1 本部における組織運営等

理事長の招集により原則として月2回(合計22回)、本部において執行部会を開催し、会議終了後に決定事項等の議事の要旨を取りまとめ、本部役職員及び地方事務所職員への伝達を行い、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めるとともに、執行部会での指摘事項については課題解決に至るまで関係課室において検討の上、

執行部会にて継続的に報告を行った。

全国地方事務所長会議を1回(6月)、全国地方事務所事務局長会議を2回(7月,12月)、次年度事務局長説明会を1回(3月)、ブロック別協議会を各ブロックにつき1回ずつ計8回開催し、支援センターが抱える課題等について問題意識の共有を図った。

地方事務所においても、毎月、執行部会議を開催し、本部が決定した業 務運営方針を周知するとともに、これに基づき迅速かつ的確な業務運営に 努めた。

## 2 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組

常勤弁護士の支援センターの業務の公共性や業務運営方針についての理解を深めるべく、本部主催研修において新規採用した常勤弁護士を対象に中期計画等に関する講義を実施したほか、法律事務所代表を務める常勤弁護士を対象とした会議を開催し、法律事務所のガバナンスに関する意見交換を実施した。また、常勤弁護士による地方事務所執行部会への出席、地方事務所の執行部と常勤弁護士との意見交換会の定期的開催等の取組を行った。

## イ 監査の充実・強化

#### 【年度計画】

監事監査は本部ほか6地方事務所等を、内部監査は本部ほか33地方事務所・地域事務所等を対象として実施する。情報セキュリティ監査は各内部 監査と同機会に行う。

内部監査については、支援センターの業務の適正を確保するための体制 等の整備を始めとする業務の実施状況のモニタリング及びシステム監査を 行い、改善方策を提示する手法により実施する。

内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘事項等を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、監事、会計監査人及び監査室の情報共有の場を2回以上設けるなど、監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。

#### 1 監査の実施

## (1) 監事監査(本部及び6地方事務所)

監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計 経理の適正を確保することを目的として、平成29年度監事定期監査計画に 基づき実施した。

監事は本部執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べるとと

もに、本部課室の業務執行に関するヒアリングを実施した。地方事務所往 査では、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認し た。

その結果は理事長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知した。

## (2) 内部監査(本部及び33地方事務所等)

内部監査は、支援センターが中期目標を達成するため、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、平成29年度内部監査計画に基づき実施した。

実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスクが高いと判断した事項を重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。

その結果は理事長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、当該事務所に改善結果の報告を求め、確認した。

また、情報システムに係る更改及び運用体制について情報システム監査 を実施し、業務処理の有効性・効率性を阻害する問題点を確認するととも に、改善方策について検討した。

## (3) 情報セキュリティ監査(16地方事務所等)

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況等を確認することを目的として、平成29年度情報セキュリティ監査計画に基づき 実施した。

平成28年度から監査の効率化のため内部監査と同機会に実施する方針としており、内部監査と同様に監査対象事務所に対して監査調書を事前に送付して回答を受け、それに基づき実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより業務実態を把握し、必要な指摘等を行った。

その結果は支援センター情報セキュリティ最高責任者である常務理事 へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、当該事務所に改善結果の報 告を求め、確認した。

## 2 効率的・効果的な監査

内部統制の構築及び運用状況については、会計監査人監査における指摘 事項を監査項目へ反映させることなどにより、監事監査及び内部監査の際 に点検した。

また、監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなど情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効率的、効果的に実施した。

## ウ コンプライアンスの強化

## 【年度計画】

各種監査結果やこれまでコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するために必要な措置についての検討・実施を継続するとともに、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

## 1 内部統制強化のための取組

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、平成28 年度に実施した業務改善策が有効であったかを検証するため、地方事務所、 支部、出張所、常勤弁護士を対象としたアンケート調査を行い、業務改善 が進んでいない事項については、さらなる改善策の実施を求めるとともに、 進捗状況を定期的に確認するなどし、業務改善を行った。

#### 2 職員に対するコンプライアンスの推進

内部統制推進委員会の下に設置したコンプライアンス小委員会において、 事例検討会用の事例を作成するなどし、これに基づき地方事務所において 全職員を対象に、事例検討会を実施した。また、コンプライアンス強化週 間の設定、コンプライアンスマニュアルの理解度テストの実施、ガバナン スレポートの発刊などにより、職員のコンプライアンスに対する理解の一 層の促進を図った。

その他、集合研修においてコンプライアンスに関する講義の時間を設けるなど、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。

## エ 情報セキュリティ対策

## 【年度計画】

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえて情報セキュリティ関連規程の改正を行うとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を充実させる。

## 1 情報セキュリティ体制の整備

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)」を踏まえて、支援センターの情報セキュリティ対策基準について、CSIRT(情報セキュリティインシデント(情報セキュリティが害され、又は害されるおそれがある事象)に迅速かつ適切に対応する緊急即応チーム)を設置する条項を新設する等の見直しを行った。

## 2 情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティ対策を一層推進するため、昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修、訓練及び教育を実施した。

(1) 研修(合計4回)

下記アからエの研修については、講義の一つとして情報セキュリティ対策をテーマとしたものを実施した。

ア 新規採用者研修(1回)

イ マネジメント基礎研修(1回)

ウ 新ブラッシュアップ研修(1回)

工 常勤弁護士赴任前研修(1回)

(2) 標的型攻撃メール訓練

業務上外部とメールでの連絡を必要とする全役職員に対し、昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの訓練を行った。また、標的型攻撃を含む不審メールへの防御及び理解促進のため、事務連絡を発出して教育サイトを紹介するなどし、注意喚起を徹底した。

(3) 教育・自己点検

職員の情報セキュリティ意識向上のために統一的な教育資料を作成・配布し、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。

## (4) 関係機関等との連携強化

ア 効果的な連携方策の策定

#### 【年度計画】

#### ア 地方協議会の開催等

- (7) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、 支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点 から、その人選を行う。
- (4) 28地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催する。
- (ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催 回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に 関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査 等を実施するなどして意見を聴取する。

また、各地方事務所の取組のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

イ 関係機関等との連携強化

- (7) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・ 障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団 体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等と の意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。
- (イ) 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、今後の巡回相談、出張相談の実施や個別案件における関係機関との協働につなげるべく、関係機関とのセミナーや意見交換を行う。
- (ウ) 本部において、法務省と連携し、同省主催の総合法律支援関係省庁 等連絡会議に参加するなどし、中央レベルでの連携・協力関係の維 持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高 裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して 定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方 針について協議し、支援センターの運営の参考とする。
- (I) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度と同水準とするとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。

## 1 地方協議会の開催等

平成30年1月24日から開始した新規事業(特定援助対象者法律相談援助・DV等被害者法律相談援助)を議題の中心に据え、参加者と事例検討や意見交換を行うなどし、支援センターの新規事業等を参加者が具体的にイメージできるよう工夫した。

地方協議会の開催回数は、50地方事務所において合計101回に及び、うち 31地方事務所において複数回の地方協議会等を開催した。

また、参考事例については、支援センターのグループウェアに掲載して、 全国の地方事務所で共有した。

【資料 37】平成 29 年度地方協議会開催一覧

【資料 38】平成 29 年度地方協議会参考事例一覧

【資料 39】平成 29 年度地方協議会を受けて行った業務改善事例、今後行 う予定の取組事例等

## 2 関係機関等との連携強化

(1) 全国で開催された地方協議会のうち32地方事務所66回については、高齢者・障がい者等に対する法的支援をテーマとした。加えて、各地の地方事務所において、高齢者・障がい者支援を担う地方公共団体の担当部署、福祉機関・団体のほか、弁護士会・司法書士会を個別に訪問して意

見交換や業務説明を実施した。

そのほか、本部において、各地の弁護士会の高齢者・障がい者支援の実施状況を確認すべく、的確な実態把握の方法等について日本弁護士連合会との検討を継続した。

- (2) 上記(1)の取組は、司法ソーシャルワーク事業計画も踏まえて実施し、特に同計画において主要な連携先として掲げられている地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会については、計831回(平成28年度は763回)にわたって意見交換や業務説明等を実施することを通じて、民事法律扶助の巡回相談、出張相談等の制度・手続の周知を図った。
- (3) 本部において、法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議(平成29年11月、25府省庁等が出席)に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び平成30年1月24日から開始された新規事業(特定援助対象者法律相談援助・DV等被害者法律相談援助)を周知し、連携強化を図った。また、関係機関連絡協議会を2回開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議した。
- (4) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明会、意見交換会等を3,439回(平成28年度3,038回)実施し、具体的事案を把握した場合に支援センターを紹介してもらえるよう取り組んだ。

#### イ 連携強化のための体制構築

#### 【年度計画】

支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点から職員の配置を行うなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

1 地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の地方事務所執行部への 起用

地方事務所の業務運営に資するため、各地方事務所において地方自治及 び福祉関係等の知識・経験を有する者を執行部へ起用するための取組を推 進するよう働きかけ、次の10地方事務所で副所長として起用した。

神奈川地方事務所(1名:社会福祉士)

埼玉地方事務所(1名:民間)

滋賀地方事務所(1名:社会福祉士)

和歌山地方事務所(1名:社会福祉協議会役員)

山口地方事務所(1名:社会福祉士)

島根地方事務所(1名:民間)

熊本地方事務所(1名:民間)

福島地方事務所(1名:社会福祉士)山形地方事務所(1名:社会福祉士)

釧路地方事務所(1名:地方公共団体職員)

なお、平成30年度当初に向けて合計3地方事務所で新たに副所長を起用 すべく調整を図った。

2 知識・経験のある者の活用の観点からの職員の配置等

知識・経験を有する副所長を補佐する一般職員の確保、社会福祉士の知識を有する一般職員の新卒採用など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保に向けた取組を行った。

平成29年度には、社会福祉士の資格を有する者を1名採用するとともに、 平成30年度の採用に向けて2名の者を採用すべく調整を行った。

## (5) 報酬・費用の立替・算定基準

## 【年度計画】

国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、いずれも、その結果の適切な反映を図る。

#### 1 立替基準についての検討

民事法律扶助の報酬・費用の立替基準について、対応案を検討し、地方事務所や地方扶助審査委員協議会に意見照会を行った上で、検討結果を全国に周知するなど、現行基準の下での運用の適正化・平準化を進めた。具体的な基準及び運用方法を定めるに際しては、関係機関及び地方事務所に意見照会を行ったほか、より実態に即した内容とすべく、全国の地方事務所において地方扶助審査委員協議会を開催し、日々の審査業務を行う審査委員間での協議を行い、これらの検討結果等を踏まえて対応策を確定し、全国の地方事務所及び契約弁護士・司法書士に周知した。

- (1) 消滅時効援用事件・違法業者対応事件の実費・着手金額については、 民事法律扶助業務運営細則に当該事件の減額基準を規定し、全国にお ける統一的な基準の適用を可能とした。
- (2) 立替基準上、基準額に幅のある家事事件について、主な手続ごとの実費・着手金額の目安の設定や、困難加算事由の例示等を行い、全国の審査委員に周知するなど、受任者等が要する労力の実態に即した適正な評

価を可能とした。

## 2 算定基準についての検討

契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析し、 算定基準について、日本弁護士連合会との間で定期的な協議を継続した。

適正な国費支出、契約弁護士の活動に対する適切・公平な評価(報酬・費用への反映)の観点から、算定基準の改正案を作成し、法務省との間で協議を実施した。

平成29年度には、平成30年の改正刑事訴訟法の施行を見据え、これまで 実施した前記分析及び協議の結果を反映した算定基準の改正を行った。

## (6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

## 【年度計画】

自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画 を策定・公表する。

業務継続に必要なバックアップシステムの運用等について検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

自然災害等発生時における支援センターの業務継続計画につき、新たな職員安否確認サービスの仕様や地方事務所の意見等を踏まえて策定し、公表した。

支援センターのデータは、メインデータセンターでバックアップを行っているほか、平成26年度から遠隔地に設置されたデータセンター(データ保全センター)においてもバックアップを行っている。平成29年度は、関連システムの再構築作業の中で、現行バックアップシステムの運用について検証し、見直しが必要な事項については次期バックアップシステムの仕様案に盛り込むなどした。

#### 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 支援センターの業務全般に関する効率化

#### ア総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を 図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般 につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

## イ 一般管理費及び事業費の効率化

#### 【年度計画】

ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公 務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合 理化・効率化を図る。

管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい 弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率 化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を前年度比3パーセント削減し、事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。)を前年度比1パーセント削減する。

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。

また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。

#### 1 人件費の合理化・効率化

(1) 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用してパートタイム・フルタイム の非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容 の給与規程を維持した。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス)は、80.7 ポイント(平成28年度は80.2ポイント)であった。

(2) 管理部門のスリム化等

管理部門においては、年末調整などの給与支給事務につき、システム利用によって申請するペーパーレス化を進めており、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても引き続き検討を行うなどした。

## 2 一般管理費及び事業費の効率化

(1) 一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)の削減

平成 29 年度の一般管理費の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数 3%」を織り込んだ 1,822,430 千円(前年度比 72,268 千円の削減)とされたところ、平成 29 年度執行額は 1,772,021 千円となり、 3%の効率化減が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行( $\triangle$ 50,409 千円)を行った。

(2) 事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費・新規・拡充分を除く。以下同じ。)の削減

平成29年度の事業費の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数 1%」を織り込んだ1,236,615千円(前年度比302,741千円の増)とされたところ、平成29年度執行額は1,084,278千円となり、1%の効率化減が反映された予算の範囲内で予算執行( $\triangle$ 152,337千円)を行った。

なお、執行額が予算額を大幅に下回ったのは、第三世代システムへの移 行時期の調整に伴い、この関連経費の支出が平成30年度に持ち越されたこ となどによるものである。

## 3 各種契約手続の競争性・透明性・公正性確保

- ・ 物品の購入、事務所・宿舎の賃借、工事の請負その他の契約を行うに 当たっては、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用(性 質上特定の者でなければ納入できないようなもの又は少額随意契約に該 当するものを除く。)
- ・ ホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従い、入札参加が見込まれる業者に対して積極的に入札情報をPR
- ・ 入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等を ホームページに掲示
  - → 一般競争入札等における一者応札が平成28年度の42件中4件(全体件数の9.5%)から39件中3件(同7.7%)と、平成28年度より低い水準を達成
- ・ 少額随意契約の場合には、複数の業者から見積りを徴取し、最も低額 な価格で契約
- ・ 性質随意契約の場合には、契約内容を十分精査して、見積書を複数回 求めるなどの工夫を実施
  - ※ 平成29年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙4のとおり。

## ウ 事務所の業務実施体制の見直し

#### 【年度計画】

#### ア 出張所

取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの 把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、 必要な見直しを行う。

## イ 司法過疎地域事務所

- (7) 設置・存置等について、これまでの設置基準の厳格化の取組に加え、 地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望につき、本部でその 必要性を検討し、法務省、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で 最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。
- (4) 設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、 実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会 による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ 効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏ま え、総合勘案して行う。
- (ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を 把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士 の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質 や関係機関との連携強化への取組など取扱事件数が業務量に直結しな いなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な 説明責任を果たす。

#### 1 出張所

業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズ等の把握・整理に 努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所及び同支部の執行部 と協議を重ねるなどして、継続して業務実施体制の見直しの検討を進めた。 その結果、池袋出張所については、平成30年度に東京地方事務所に統合さ せることで協議がまとまった。

#### 2 司法過疎地域事務所

司法過疎地域事務所の設置・存置等については、設置基準を踏まえ設置可能性のある地域を把握し、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性等の要素のほか、法務省及び日本弁護士連合会等の意見をも聴取した上で既存の事務所の統廃合をも含めて総合勘案した結果、平成29年度中の新規設置や統廃合は行わなかった。

また、司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量の把握・分析を進め、業務量に応じた必要な人数の常勤弁護士を平成30年度以降順次配置できるように、事務所ごとの配置人数を見直した。

## 【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成30年3月31日現在)

#### (2) 事業の効率化

ア 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)

## 【年度計画】

- ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を活用するなどして周知するとともに、関係機関との打合せ等の機会を利用して周知する。
- イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報 提供業務の効率的運用を図る。
- ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90 パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼(入電したもののうち、 受電できなかったものの件数)の減少に努める。
- エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営 経費を前年と同一の水準に維持するよう取り組む。

## 1 コールセンター及び地方事務所の役割分担と周知

電話による問合せ窓口は、原則、コールセンターとし、当初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供を希望する利用者については地方事務所を窓口とする取扱いについて、ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議での説明等を継続的に実施し、周知を図った。

また、テレビコマーシャル、ウェブサイト、広報誌、新聞広告、ソーシャルネットワーキングサービスなどを通じて、震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル)を広く案内した。

その結果、コールセンター及び地方事務所における情報提供件数合計535,479件(平成28年度554,436件)のうち、コールセンターでの対応件数の割合は、平成29年度63.4%(平成28年度は63.1%)となり、前年度と同水準を維持した。

#### 2 情報提供業務の効率的運用

地方事務所からコールセンターへの電話転送(内線転送)、資力要件確

認サービスの拡大、話中転送(話中で応答できない電話)及び無応答電話 (着信から一定時間内に応答できない電話)をコールセンターに自動転送 (話中転送及び無応答転送)するなど、コールセンターの一層の活用によ り効率的に運用した。

## (1) コールセンターの業務範囲の拡大

コールセンターにおいて民事法律扶助業務の資力要件確認を実施する サービスについては、平成29年度に次のとおり拡大した。

- ・ 対象事務所数:65地方事務所・支部・出張所(被災地出張所を除く) 全て(平成28年度は59地方事務所・支部・出張所)
- ・ 実施件数:45,372件(平成28年度は36,836件) また、災害等の事情により対応できない地方事務所等の電話をコール センターに自動転送し、コールセンターにおいて受電対応する取組を実 施した。

## (2) コールセンターの効率的な運用

地方事務所・支部・出張所における話中電話及び無応答電話をコールセンターに自動転送し、コールセンターにおいて受電対応する取組を継続実施した。

- ・ 対象事務所数:36 地方事務所・支部・出張所(平成28 年度は32 地 方事務所・支部・出張所)
- 転送件数:33,314件(平成28年度は34,749件)
- 内線転送件数:21,708件(平成28年度は26,506件)

#### 3 オペレーターの効率的配置

コールセンターの入電傾向を分析し、限られたオペレーター人員のうち、 入電件数が多い平日午前中の人員を多く配置し、平日夕方から夜間の人員 を少なく配置するなど、効率的な配置を図った。

資力要件確認サービス対象地方事務所・支部・出張所の拡大、地方事務所・支部・出張所の話中転送及び無応答転送の取組継続(対象事務所の拡大を含む。)を要因とした業務範囲の拡大があった一方で、前記効率的な配置により、オペレーターの席数の増加を抑制しつつも、応答率90パーセント以上を維持した。

· 応答率:95.8%(平成28年度97.1%)

## 4 1コール当たりの運営経費

(1) 運営経費等の考え方

平成26年度業務実績報告におけるコールセンター運営経費は、オペレーター人件費(オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行う

スーパーバイザー職員の人件費を除く。)及びコールセンター建物賃料を基礎としていたが、コールセンター事業の効率化の状況をより適切に計ることができる指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とし、固定経費となる前記賃料を除くこととした。

また、対応件数については、電話による一般的な問合せとは異なる対応を必要とするメールでの問合せ、犯罪被害者案件、民事法律扶助業務の資力要件確認案件につき、各業務量を考慮した係数により調整した件数を算出した。

なお、業務量を考慮した係数とは、通常の電話対応の平均対応時間を1 とした場合のメール、犯罪被害者案件(電話)、民事法律扶助業務の資力 要件確認案件(電話)の各平均対応時間(平成27年度・平成28年度・平成 29年度の3か年の平均数値)であり、それぞれ、1.25、1.82、1.40となる。

- (2) 1コール当たりの運営経費 上記(1)に基づき算出した結果、以下のとおりとなる。
  - ① コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じたもの)で除した1コール当たりの運営経費 平成29年度:795.3円(平成25年度:966.3円、平成26年度:919.7円、平成27年度:941.2円、平成28年度:764.8円)
  - ② コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じていないもの)で除した1コール当たりの運営経費 平成29年度:880.7円(平成25年度:1,009.6円、平成26年度:976.3円、平成27年度:1,006.0円、平成28年度:828.8円)
- (3) 1コール当たりの運営経費の検証

業務量の動向を勘案したオペレーターの効率的配置により、応答率90パーセント以上を維持しつつ、1コール当たりの運営経費は、平成28年度と同一の水準を維持した。具体的には、平成25年度、平成26年度及び平成27年度の1コール当たりの運営経費と比較して大幅に減少させた平成28年度の1コール当たりの運営経費と同程度の低水準を維持した。

- 【資料7】日本司法支援センター業務実績
- 【資料8】平成29年度情報提供件数の推移
- 【資料43】平成29年度における相談分野の概要(情報提供業務 問合せ上位20位)
- 【資料44】平成29年度における関係機関紹介状況(情報提供業務)
- イ 民事法律扶助業務(震災法律援助事業を含む。)

## 【年度計画】

審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査率が前年度と同水準になるように努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士を活用した共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。

## 1 単独審査の積極的活用

実施事務所:50地方事務所(平成28年度48地方事務所)

特に「同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件」については 単独審査の活用を推進した結果、援助開始審査における書面単独審査件数 は57,099件であった。(平成28年度36,171件)。

また、書面単独審査件数の代理援助及び書類作成援助全体に占める割合は48.0%であった。(平成28年度32.0%)

#### 2 事務の平準化・合理化の取組

事務手続の合理化・適正化等を図る一方策として、民事法律扶助業務における事務手続の全国統一化を目的とした「民事法律扶助業務標準モデル」を策定し、大きな運用変更を伴う地方事務所に対しては本部から実施に向けた助言を行うなどして同モデルの運用を全国的におおむね定着させるなど、事務の平準化・合理化に向けた取組を推進した。

## 3 常勤弁護士同士による共同受任の促進

被援助者の住居と事件管轄地域が遠く離れている事案等について、「民事法律扶助における共同受任マニュアル」にのっとり両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士の共同受任を実施したり、民事法律扶助における一般弁護士と常勤弁護士の共同受任スキームを検討するなど、共同受任による事件処理の合理化・効率化に向けた取組を推進した。

#### ウ 国選弁護等関連業務

#### 【年度計画】

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、 地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理する など、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況 を注視しつつ、更なる事務手続の合理化を図る。

国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説

明資料等を利用して周知を行うなどして、契約数の増加に努める。併せて、 一括契約が業務処理の効率化に資するものであるかを検証する。

## 1 不服申立ての地方事務所限りの再算定

- (1) 国選担当副所長会議において全国の地方事務所限りの再算定の状況等について報告し、一層の活用を求めた。
- (2) 平成29年度は、合計308件(平成28年度345件)の不服申立てのうち、42件(平成28年度47件)が地方事務所限りの再算定で処理され、地方事務所限りの再算定処理率は約13.6%(平成28年度約13.6%)となった。

#### 2 一括契約弁護士数の増加

多くの地方事務所において、弁護士会の協力を得ながら、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を説明会等の機会において、説明資料を配布するなどして、一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括契約を締結している契約弁護士数は、平成29年4月1日時点では10,563人であったところ、平成30年4月1日時点では10,898人となった。

## 3 一括契約に基づく報酬算定について

平成29年度、一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は0件であった。その要因としては、一括契約に基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決裁判手続被告事件の指名通知依頼があることが必要になる(一括契約に基づく報酬算定は、同一の日に複数の即決裁判手続被告事件について指名打診を受け、これらを承諾することが要件となっているため)ところ、①即決裁判手続被告事件の指名通知依頼件数自体は583件(平成28年度428件)と増加(平成28年度比約36.2%増)し、②そのうち被疑者段階から国選弁護人が選任されている事件数(即決裁判手続被告事件について指名通知依頼がなされないため、一括請求に基づく報酬算定の対象外となる)は、489件にとどまったことから、一括契約に基づく報酬算定の対象となり得る事件数(①から②を差し引いた事件数)も94件(平成28年度62件)と増加(平成28年度比約51.6%増)したにもかかわらず、結局、特定の地方事務所において同一の日に指名打診がなされた件数はわずか合計6件にとどまったため、いずれも一括契約は活用されなかったという事情がある。

以上のとおり、一括契約の活用による業務運営の効率化については、前

記のとおり外部的要因に左右される面が大きく、現実的な効果が期待できないと考えられたことから、次年度以降、当該手段によって業務処理の効率化を図る計画については見直しを図ることとした。

## 4 報酬算定業務の集約化

平成26年度に設置した国選弁護等報酬算定業務室に報酬計算業務を集約 することで、平成29年度も、効率的に処理した。

## 【資料45】平成29年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数 一覧表

#### 工 司法過疎対策業務

## 【年度計画】

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。

司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、司法過疎地域の公設系法律事務所(日本弁護士連合会や各地の弁護士会連合会、弁護士会が会費により設置した事務所)へ派遣予定の一般契約弁護士6名について、常勤弁護士定期業務研修への参加を認め、研修を実施したほか、司法過疎地域における巡回法律相談を活用するとともに、これまで巡回法律相談を行っていなかった地域についても、新たに巡回法律相談を企画・実施した。

# 3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとる べき措置

- (1) 情報提供業務
  - ア 情報提供業務の質の向上

#### 【年度計画】

- (7) オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施・効果的活用等) コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第 三者による客観的評価を効果的に活用し、業務内容や電話応対等にフィー ドバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。
- (イ) 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語 情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応す る。

## (ウ) FAQ等の充実と活用

常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するFAQ、新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報の追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、必要に応じて更新追加を行う。

ホームページ上のFAQ公開について、現行の内容をより充実させると ともに、件数を増加させる。

(I) 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。

(オ) 利用者の利便性の向上

地方事務所における情報提供の特性をいかすため、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を実施する。

(カ) アンケート調査の実施

ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地 方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を 実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

- 1 オペレーター等の質の向上(客観的評価の効果的活用等)
  - (1) 第三者による客観的評価の活用

コールセンターや地方事務所において、平成27年度に実施した第三者による客観的評価(ミステリーコール)結果を効果的に活用し、電話応対等に関する対処方法について事例研修を実施した。

特に、客観的評価結果において指摘された、オペレーター等の的確な主訴把握能力の向上に重点を置いた。また、新規採用者研修等の各種研修において、評価結果が良い音声ログを活用した研修を実施するなどの工夫により、研修内容の充実に努めた。

(2) 相談分野別研修資料の活用等

FAQ・関係機関データベースからの適切な情報抽出スキルの向上を目的として、オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した教材、確認シート、筆記試験集を地方事務所等の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所等で実施するなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。

(3) 法改正に対する対応

コールセンターでは、総合法律支援法改正や刑法改正に伴い、FAQが

作成・更新されたため、これをオペレーターに研修し周知を図った。

## 2 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

コールセンター及び地方事務所等において、外国人からの問合せに対応するため、通訳サービス業者に外部委託し、電話による多言語情報提供サービスを引き続き実施した。平成29年度は、統計等に基づき高いニーズが見込まれたタガログ語を追加し、対応言語は7か国語、対応件数は3,163件(平成28年度は2,496件)となった。

## 3 FAQ等の充実と活用

## (1) FAQの追加更新・活用

業務開始以降コールセンター等に寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーター等が業務上必要と感じる案件のFAQ化にも努め、データベース上のFAQの随時更新(利用のないFAQの登録抹消等含む)・追加を図った。また、よく利用されるFAQ約1,000件は、ホームページ上に公開している。

加えて、平成29年7月に発生した九州北部豪雨への対応として、FAQを基に、新たに「九州北部豪雨に関するQ&A」を作成してホームページ上に掲載し、被災者支援を実施する際にも同FAQを活用した。

さらに、問合せが多い離婚に関するFAQでは業務経験の少ない職員でも適切なFAQを選択できるようFAQの見直しに着手したほか、法律相談をちゅうちょしている方がその必要性を理解できるフレーズを追加する等の見直しにも着手した。

<平成29年度におけるFAQ更新等件数>

- 更新件数(利用のないFAQの登録抹消等を含む。):295件
- 新規投入件数:65件(うち震災関連2件)なお、前記を含むFAQ登録総件数:5,048件(うち震災関連594件)
- <平成29年度における公開FAQの閲覧人数>
  - 閲覧人数: 265, 529 人 (平成 28 年度 391, 580 人)
- <平成29年度における九州北部豪雨に関するQ&Aページ閲覧人数>
  - · 閲覧人数:5,657人
- (2) 関係機関データベースの更新・追加

利用者が必要とする関係機関の情報をより正確なものとするため、平成 29年度において、関係機関データベースの登録情報全件の一斉内容確認 を実施した。

<平成29年度における関係機関データベース>

新規に追加した関係機関の窓口件数:

約 280 件

- 更新件数(利用のない窓口の登録抹消等を含む。):約24,000件
- 関係機関登録件数: 約23,000件

## 4 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

平成24年度から開始した、法律相談援助を希望する利用者についてコールセンターにおいて民事法律扶助業務の資力要件を確認して地方事務所に転送する運用は、平成29年度までに対象事務所が65地方事務所・支部・出張所(被災地出張所を除く)全てにまで拡大した(平成28年度は59地方事務所・支部・出張所)。

また、コールセンターで民事法律扶助業務の資力要件確認サービス実施後、資力要件を満たす利用者の法律相談予約をコールセンターで受け付ける新たな取組を実施するための体制構築等に着手した。

## 5 利用者の利便性の向上

法的問題を抱えていることを認識していない潜在的利用者の存在も考慮し、利用者への直接的情報提供に加え、関係機関を通じての利用者アプローチを推進するため、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を複数の地方事務所(支部を含む。)で継続実施した。

なお、九州北部豪雨発生後、被災者からの問合せに対応するため、速やかに「九州北部豪雨に関するQ&A」を作成するなど体制整備を行い、被災者のニーズに適した情報提供を迅速に実施した。

#### 6 アンケート調査の実施

(1) ホームページにおけるアンケート

地方事務所等やコールセンター、メールによる情報提供の利用者に対し、職員対応、内容の的確性等について、ホームページ上で利用者アンケートを行っている。

平成29年度の同アンケートの結果、満足度3.3 (5段階評価) であった (平成28年度:3.3)。

なお、ホームページにおけるアンケートの周知のため、メール添付のアンケート誘導文言の修正や支援センターのホームページ上のアンケートの文言や表示等の改善を行った。

(2) コールセンターにおけるアンケート

コールセンターでは、平成29年9月21日から同年10月18日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、満足度4.7(5段階評価)の評価を得た(調査対象12,980件中、2,265件回答。有効回答率約17.4%)。

(3) 地方事務所等におけるアンケート

地方事務所等については、平成29年9月1日から同年10月31日までの間、 面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を交付する 方式でアンケートを実施し、満足度4.4の評価を得た(面談件数2,381件中、 1,216件回答。有効回答率約51.1%) (平成28年度:4.4)。

## 【資料46】利用者満足度調査

## イ 法教育に資する情報の提供

#### 【年度計画】

全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤 弁護士等による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に 資する情報の普及に一層取り組む。具体的には、本部主催の大規模法教育 企画を年1回実施する。地方事務所における法教育事業を年800回以上実施 する。

#### 1 法教育に係る基本方針

本部主催のシンポジウム及び全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人・一般市民に向け、法教育に資する情報を広く普及することを基本方針とした。

#### 2 法教育に資する情報提供の取組

#### (1) 本部における取組

平成26年度、平成27年度は東京都内で法教育シンポジウム(法テラスシンポジウム)を開催したが、全国に法教育を普及させる観点から、平成28年度(札幌市と大阪市において開催)に続き、平成29年度はさいたま市と大津市で開催した。

また、これまで「演劇」と「寄席」を活用した法教育イベントを開催してきた実績を取り入れ、これまで以上に、一般市民に広く、より身近で分かりやすいものとした。

具体的には、さいたま市では「渡る世間はトラブルばかり~落語と演劇で学んで得する身近な法律~」を開催し、一般市民768名の参加を得て、落語演目を題材に、現代に置き換えるとどのような問題があるのかなど弁護士と落語家によるトークを展開し、また、一般市民にも身近な相続トラブルをテーマとした演劇や会場参加型のクイズを取り入れ、全体として分かりやすい法解説を行った。実施後アンケートでは「分かりやすかった」との回答が約88.4%となった。

さらに、大津市では「法テラス劇場~演劇とクイズを交えたおとなのための法教育~」を開催し、一般市民124名の参加を得て、日常に潜む法的

トラブルをテーマとして演劇や会場参加型のクイズを取り入れた分かりやすい法解説を行った。実施後アンケートでは、「分かりやすかった」との回答が約80.2%となった。

なお、さいたま市におけるシンポジウムは、上演内容等を撮影した動画・写真等を支援センターのホームページや動画サイト(YouTube・法テラスチャンネル)に掲載して公開するための準備を行い、事後の周知活動も進めた(平成30年5月公開)。

#### (2) 地方事務所における取組

全国各地で社会人・一般市民向けの講演会、意見交換会、学校における 出前授業等のほか、具体的事例を取り入れるなど地域住民等の法的問題に 関する対応能力の向上につながるような業務説明を実施した。

全国の50地方事務所全てにおいて、一般市民に向けて開かれた企画を実施するなど、趣向を凝らした取組を実施し、実施回数は総計815回(延べ参加人数59,178名)となった。(平成28年度:806回、延べ参加人数60,093名)

主な取組としては、岩手地方事務所における「司法と福祉の連携の在り 方」をテーマとした法律セミナー、石川地方事務所におけるいじめ防止を 図る講演会等を実施した。

なお、平成28年度計画までは、支援センターの目的や業務内容を知ってもらうための業務説明を全て法教育事業として含めていたが、支援センターとして行うべき法教育事業の充実について検討を進め、平成29年度計画においては、講演会、意見交換会、学校における出前授業等のほか、業務説明について具体的事例を取り入れるなど地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるようなもの(参加人数が20名以上のものに限る。)を法教育事業として展開・集計することとした。

さらに、支援センターが取り組むべき法教育事業の充実について検討を進め、平成30年度以降は、一般市民向けの取組のみを法教育事業として整理することとし、他方で、業務説明を含む関係機関向けの取組は、「関係機関等との連携強化」の項目で報告することとした。このため、平成30年度以降の法教育事業において主とする取組は、一般市民向けのシンポジウム、イベント、講演、講座等の実施となり、学校教育向けの取組や矯正施設等での講話等は常勤弁護士を中心に各地の実情に応じて実施していくこととなる。

【資料47】平成29年度法教育取組一覧

【資料48】平成29年度法テラスシンポジウム プログラム

## (2) 民事法律扶助業務

ア 利用者の利便性の向上

#### 【年度計画】

- (7) 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析や調査の結果を踏まえ、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施や、司法ソーシャルワークの取組、総合法律支援法改正により追加された業務(認知機能が十分でない高齢者・障がい者を対象とした資力を問わない法律相談援助等)も念頭にした、巡回・出張相談を活用した援助の実施、被援助者の状況等に応じた自宅等での出張相談を実施するための体制の整備に努める。また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。
- (イ) 8割以上の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助 開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。
- (ウ) 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。

本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本 弁護士連合会、日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、 適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。

1 夜間相談、移動相談車両による巡回・出張相談等を活用した援助の実施 地方事務所を通じた調査結果を踏まえ、休日、夜間相談のニーズに対応 するため、40地方事務所で休日相談を、36地方事務所で夜間相談を実施し た(平成28年度:休日相談37地方事務所、夜間相談36地方事務所)。

各地方事務所における地域性をいかしながら、福祉関係機関等と連携した指定相談場所相談や巡回相談、出張相談担当者名簿の整備、被災者法律相談援助における移動車両を利用した巡回相談等、利用者の利便性の向上につながるような方策を実施した。

- 2 地方事務所における契約弁護士・司法書士に関する情報提供の工夫 全地方事務所の7割以上となる39地方事務所(平成28年度37地方事務所) において、法テラスホームページ内の地方事務所ページ上に契約弁護士・ 司法書士の情報(事務所住所、業務時間等)の掲載を実施した。
- 3 代理援助・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間の 短縮

全50地方事務所のうち49地方事務所(平成28年度49地方事務所)で、申 込みから援助開始決定までの期間を平均14日以内とする目標を達成し、迅 速な援助を提供した。

4 利用者からの意見・要望等の適時適切な伝達

平成26年12月9日付け事務連絡「被援助者からの意見や要望への対応手順」にのっとり、利用者からの意見・要望等を、契約弁護士・司法書士に適時適切に伝達した。

5 制度変更等の全体に関わる事項について適時適切な伝達 日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会の機関誌等への記事掲載や、 ファクシミリー斉送信サービスを利用した契約弁護士・司法書士への情報 伝達により、適切な情報伝達を効率的に実施した。

## イ 利用者に対する適切な援助の実施

#### 【年度計画】

- (7) 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているかの分析を踏まえた上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しを適時に行い、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討し、適切な対応を行う。
- (イ) 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。
- (ウ) 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。
- 1 代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策等

代理援助・書類作成援助を適切に申し込める環境を整備するため、民事 法律扶助制度の流れを記載した民事法律扶助のしおりを視覚化したDVD を作成し、法律相談利用者が視聴できるよう地方事務所に配布した。また、 聴覚障害者のために、手話通訳を導入したDVDも配布した。

そのほか、法律相談援助利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しを行い、ツイッターを利用した周知活動を行うなど、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を実施した。

2 関係機関・団体との連携による代理援助・書類作成援助の申込み環境の

#### 整備

各地方事務所において、福祉事務所等関係機関の勉強会に参加し、ニーズに応じた業務説明やリーフレット配布を行うなどして連携を強化するとともに、利用者が関係機関を通じてスムーズに代理援助又は書類作成援助の申込みができる環境の整備を行った。

本部においては、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等関係機関との協議会を通じ、連携を強化した。

## 3 専門相談の実施・拡充

- (1) 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施に努め、 18事務所(支部・出張所を含む。)(平成28年度15事務所(支部・出張 所を含む。))においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の 問題に関する専門相談を実施した。
- (2) 小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる態勢を取ったり、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して、相談内容に配慮した配点を行うなどの取組を実施した。

## 4 特定援助対象者への援助準備及び施行

平成29年度における相談実施件数:122件

改正総合法律支援法の施行に伴い、平成30年1月24日から開始された特定援助対象者への新たな援助に対応するため、業務方法書等の規程類の改正作業やマニュアルの策定、厚生労働省や日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等との協議、利用促進を図るための広報活動などの準備を進め、同日から援助を開始した。

また、施行までの間に、厚生労働省及び全国社会福祉協議会を通じ、本援助の申入れを行う支援者である全国の福祉機関等への周知を行うとともに、地方事務所においても、地方協議会や福祉機関等が行う会議や研修での説明、制度説明書類の配布等を行い、本制度の周知活動に努めた。

さらに、弁護士・司法書士に対しても、本部において日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会を通じた制度説明や研修における講義を実施したり、地方事務所で各単位会との協議等を行うなど、本制度の理解を深めるよう努めた。その結果、59地方事務所・支部において特定援助対象者法律相談援助用の相談担当者名簿を準備し、本制度の担い手となる弁護士・司法書士の確保をすることができた。

なお、名簿を備え付けなかった1事務所においても速やかに相談担当者 を選任する運用を開始し、対象者への適切な援助を実施できる態勢とした。 5 障害者や外国語を母国語とする利用者への適切な援助の実施

民事法律扶助制度のしおりや援助申込書類、契約書類、返済に関する説明書等の外国語翻訳版の改訂に加え、しおりについては新たに点字版を作成して地方事務所に配布する等、障害者や外国語を母国語とする利用者が、民事法律扶助制度について正しく理解し、適切な援助を受けることができる環境を整備した。

#### (3) 国選弁護業務

ア 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

#### 【年度計画】

- ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任 態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協 議の場を1回以上設ける。
- イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人 等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続 類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内 等)を設定し、実施する。

## 1 関係機関との協議

全ての地方事務所・支部において、1回以上、関係機関との間で、国選 弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議の場を設け た。延べ回数は489回(平成28年度488回)に及ぶ(個別事件に関する協議 を含む。)。

本部においても、日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。

#### 2 指名通知の目標時間設定

被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内と設定している。

被告人国選弁護事件については、ほぼ全ての地方事務所において、原則24時間以内、遅くとも48時間以内と設定し、その余の地方事務所においても、「裁判所が指定した期限まで」などと目標時間を設定している。

国選付添事件については、全ての地方事務所において、原則数時間以内、 遅くとも48時間以内と設定している。

#### 3 達成度合い

全ての地方事務所において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、

国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。

被疑者国選弁護事件については、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は平成29年度は約99.9%(平成28年度約99.9%)と前年度と同様に高い水準の割合を維持することができた。

## 【資料51】平成29年度被疑者国選指名通知状況

## イ 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

#### 【年度計画】

地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が実際に担当した事件について報告・検討等を行う裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、少人数での模擬尋問・弁論等を中心とした裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。

また、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した終了 事件の報告を受けるなどして、随時研修内容の見直しを図り、より充実し た研修の実施に努める。

#### 1 裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議

全ての地方事務所(以下、支部を含む。)において、1回以上、裁判所及び弁護士会との間で、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議を実施した(個別事件に関する協議を含む。)。

裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿が作成された地方事務所数は、3 3事務所(平成28年度と同じ)となり、また、複数の地方事務所において、 同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等を義 務付けている。

本部においても、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任について、日本弁護士連合会と協議を行った。

## 2 裁判員裁判に関する知識・経験の共有

45か所の地方事務所において、裁判員裁判に関する研修や協議会等を実施した(実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。)ほか、複数の地方事務所においては、すでに協議会等で取り決めた方針が定着し、安定的な運用が図られている状況にある。

うち、9か所の地方事務所においては、裁判員裁判に特化した研修や協議会等が実施され(延べ回数34回)、そのテーマとしては、裁判員法廷弁護技術研修(多摩)、法曹三者等裁判員裁判検討会(長野、熊本)、裁判員裁判事例報告会(北九州等)等があった。

#### 3 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材に弁護活動を振り返って議論・検討する裁判員裁判事例研究研修を3回実施するとともに、裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の裁判員裁判専門研修をそれぞれ2回実施し、裁判員裁判に対する体制の強化・充実に努めた。

#### 4 裁判員裁判弁護技術研究室の取組

裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の報告につき、裁判の進捗や主張、争点の見通しも含めた網羅的な内容を把握できる方法とし、また、その報告を踏まえて研修内容を随時見直すなどして、より充実した研修の実施に努めた。

#### 【資料36】平成29年度常勤弁護士研修実施状況

## ウ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

#### 【年度計画】

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

## 1 契約弁護士への適時適切な情報周知

## (1) 説明会の実施等

全ての地方事務所において、契約弁護士(契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。)に対する説明会又は説明資料(「国選弁護関連業

務の解説」、「国選付添関連業務の解説」、「国選弁護人契約弁護士のし おり」等)の配布を実施した(弁護士会との共催を含む。)。

#### (2) 研修の開催等

57か所の地方事務所(支部を含む。)において、延べ269回、契約弁護士の弁護活動の質の向上に資する研修等を実施した(弁護士会との共催を含む。)。研修等の内容は、新規登録弁護士対象の被疑者国選事件の手続の流れ等のほか、尋問技術や弁論に関するものや、刑事裁判経験交流会、少年付添人活動事例報告会、裁判員裁判対象事件に特化したものなどがある。

## (3) 報酬請求に関する規程等の周知

契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であると考えられることから、前記(1)記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護関連業務の解説」及び「国選付添関連業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介して、報酬請求に関する規程等の周知を行った。

また、本部では、平成29年度の約款改正に当たり、前記各解説を改定するとともに、全契約弁護士に対し改正点等を分かりやすくまとめた説明資料を配布し、ホームページにも掲載して周知した。

## 2 事件報告に関する取組

(1) 接見資料による報酬算定

平成21年に導入した接見資料の制度(※1)の浸透により、契約弁護士は支援センターに正確に弁護活動の報告を行っている。

(2) 公判時間連絡メモ(※2)による報酬算定

公判時間連絡メモを参照して、国選弁護人等の過失等による申告内容の 誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用を徹底している。

#### ※1 接見資料の制度

被疑事件の国選弁護人に選任された国選弁護人契約弁護士が基礎報酬及び 多数回接見加算報酬を請求する際には、支援センターが細則で定める接見の 事実を疎明する資料に足りる客観的な資料を提出することになっている。

#### ※2 公判時間連絡メモ

支援センターの指名通知により選任された国選弁護人等が関与する事件について、期日に立ち会った書記官が支援センターから送付を受けた書式に所定事項(当該事件の期日、開始時刻、終了時刻等)を記載して作成するメモ

#### (4) 犯罪被害者支援業務

ア 犯罪被害者支援業務の質の向上

#### 【年度計画】

- ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携等
  - (7) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加 し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の 維持・強化を図る。
  - (イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。
  - (ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議の場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。
  - (I) 総合法律支援法改正により追加される業務(DV・ストーカー等被害者を対象とした資力を問わない法律相談援助)の実施に向けた関係機関等との調整を行い、改正法が施行された場合には適切に実施する。
- イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上
  - (7) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容や対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。
  - (イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を1回以上実施する。
- ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士 の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数 の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じ た必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。
- エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合 会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等 を行う。
- 1 利用者のニーズの把握と関係機関との連携
  - (1) 被害者支援連絡協議会やその分科会等への出席
    - ア 被害者支援連絡協議会

全ての地方事務所が被害者支援連絡協議会に参加し、分科会にも参加する等関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図った。

イ DV防止法第9条連絡協議会への参加

43 地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、D V対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

- ウ その他の連携活動
  - (ア) 本部における取組事例
    - ・ 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会と業務改善の参考とする ための定期的な協議を開催した。
    - ・ 公益社団法人被害者支援ネットワークからの依頼を受け、相談員 候補のための基本研修において「法テラスの犯罪被害支援」につい て講義を実施するとともに、研修員と犯罪被害者支援について意見 交換を行った。
    - ・ 日本弁護士連合会・九州弁護士会連合会・宮崎県弁護士会の主催 による犯罪被害者支援全国経験交流集会に参加した。
  - (イ) 地方事務所における取組事例
    - ・ 全地方事務所で関係機関への業務説明等に取り組むとともに、犯罪被害者週間 (11/25~12/1) 又は同週間の前後には関係機関と共に啓発・広報活動を行うなど、連携・協力関係の維持・強化の推進 (街頭での啓発用グッズ、リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示の実施)を行った。
    - ・ 警察庁による交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実・強化を図ることを目的とする「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」「各種相談窓口等意見交換会」に参加した。
- (2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見聴取

地域ごとのニーズをくみ上げるため、全地方事務所で下記要領により犯罪被害者等やその支援に携わる関係機関からの意見聴取を実施した。

<実施期間>

平成29年10月から平成30年3月まで

<アンケート送付機関・団体>

弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉 主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民 間支援団体等

- <アンケート回収数>
  - 1,484 件
- <実施方法>

各地方事務所からの協力依頼、アンケート用紙送付

- <聴取項目>
  - 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
  - 利用者からの支援センターに対する意見

- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望
- 各機関のイベント・研修の開催状況

質問内容	認知度
全国の法テラス地方事務所で犯罪被害者支援を行っていること	94. 5%
被害者のための犯罪被害者支援ダイヤルを設置していること	76.8%
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介している こと	84. 7%
国選被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知している こと	45. 8%
被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、	38.6%
法テラスから被害者参加旅費等が支払われること	

## (3) 弁護士会等の関係機関と連携した情報交換等の実施

本部では日本弁護士連合会と連携し、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見をアンケートにより聴取、共有するとともに、定期的な協議を通じて業務改善の参考とした。

地方事務所では、弁護士会をはじめとする関係機関・団体と連携し、全地方事務所で、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見 や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を 設け、支援センターの業務改善の参考とした。

## (4) DV等被害者法律相談援助の実施に向けた調整等

改正総合法律支援法の施行に伴い、平成30年1月24日から新たな業務としてDV等被害者法律相談援助業務を開始するに当たり、以下の取組を 実施することで態勢を整備し、関係機関との連携を深めながら、同法施行 後、適切に同援助を開始した。

平成 29 年度援助実施件数:141 件(DV111 件、ストーカー27 件、児童虐待3件)

平成29年度契約弁護士数:1,716名(うち女性弁護士数:611名)

## ア 本部における取組事例

日本弁護士連合会及び法務省とDV等被害者法律相談援助の実施に向けた協議を定期的に開催した。特に、日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員とは児童虐待被害者に対する支援をテーマに意見交換を行

った。また、日本弁護士連合会総合法律支援本部と連携し、弁護士を対象に発行されている総合法律支援本部ニュースに2回、日弁連新聞に1回制度概要を記載した記事を掲載し、弁護士に対しての周知と協力依頼を行った。

また、関係省庁の課長等が参加する連絡会議及び都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の場において、DV等被害者法律相談援助を含む犯罪被害者支援業務の説明のうえ、協力を依頼し、意見交換を実施した。

イ 地方事務所における取組事例

各地の弁護士会とDV等被害者法律相談援助の実施に向けた協議を 行い、全ての都道府県で同援助の契約弁護士を確保するとともに、各地 の関係機関・団体と協議等を行った。

- 2 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上
- (1) 犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応のための取組

本部又はコールセンターへ寄せられた利用者からの意見について、関係する本部課室、コールセンター及び地方事務所で共有した。その上で、地方事務所等で対応した担当職員から状況を聴き取り、対応が適切であったか検討することにより、犯罪被害者支援を担当する職員の対応改善に取り組んだ。

また、事務局長会議において、DV等被害者法律相談援助業務に関する 準備状況等を説明し、引き続き、犯罪被害者等に配慮した対応を行うこと、 警察等の関係機関と十分に連携関係を構築するよう指導した。

(2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等

本部では、事務局長を対象に、犯罪被害者対応を行っている検事を招いて二次的被害防止の方策に関する講義を実施した。また、地方事務所において情報提供を担当する職員を集めた研修や人事課主催の階層別研修においても、二次的被害の防止や刑法の一部改正の趣旨をふまえた被害者対応の留意点について講義を行った。また、犯罪被害者支援課職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計 25 回参加した。

各地方事務所では、犯罪被害者等の対応を担当する職員が、被害者支援 に取り組む関係機関が開催する研修に合計 94 回参加した。

3 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保、精通している 弁護士の人数の増加及び紹介態勢の整備

本部と日本弁護士連合会、地方事務所と各弁護士会の連携により、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の数は平成30年4月1日現在で849

名(前年度同日比7名増)となり、全ての都道府県で複数名を確保した。 また、犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数は、平成30年4月1 日現在では3,736名(前年度同日比73名増)となった。

コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を本部、地方事務所担当者及び事務局長にも共有し、問題点の解消に努めた。取組の結果、平成29年度の精通弁護士紹介件数は1,705件(前年度比28件増)となった。

## 【資料34】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

4 犯罪被害者への民事法律扶助制度等の適切かつ積極的な情報提供等

コールセンターでは、犯罪被害者等のための犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の知識や経験のある担当者を配置し、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度、DV等被害者法律相談援助に関する説明を徹底した。一般オペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施し、犯罪被害者支援ダイヤルを担当するオペレーターの充実を図った。

本部では、コールセンター、地方事務所等における犯罪被害者への制度 案内をより解りやすく行うために、平易な言葉でのFAQ作成や修正を行 うとともに、ホームページやリーフレットの作成・更新、DV等被害者法 律相談援助に関するチラシの作成、ツイッター等での犯罪被害者支援業務 に関する情報掲載等により、利便性の向上を図った。

また、国土交通省での公共交通事故被害者等支援研修や、警察庁生活安全企画課からの依頼を受けた関東管区警察学校における研修において、法テラスの犯罪被害者支援業務について講義を行った。

地方事務所では、関係機関に対する業務説明や意見交換を行うとともに、 リーフレット等を配布することで、地域ネットワークの中で被害者へ各制 度情報が提供されるように取り組んだ。

## イ 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

## 【年度計画】

被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。

支援センターでは、裁判所及び法務省(検察庁)と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な被害者参加旅費等の支給に取り組んだ。

月ごとの受理件数が大きく変動する中で、事務フローを見直すなどして、

被害者参加人への旅費等の支給効率化に取り組んだ。毎月3回の送金日を設けて、請求の受理からおおむね2週間以内の支給を達成した。

平成29年度の請求件数は2,685件であり、支給額は2,166万8,037円であった。

## 【資料57】平成29年度被害者参加旅費等支給業務実績

## 4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生 状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の1から5の取組 を行う。

## (1) 自己収入の獲得

#### 【年度計画】

寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入 れ方法を検討し、その具体化を進める。

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁 護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入 を確保する。

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。

## 1 寄附金収入獲得への取組

寄附金収入については、ツイッター等による寄附の呼び掛けを継続するとともに、地方事務所や支部にしょく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示したり、契約弁護士宛てにチラシを配布するなどして、その周知を図った。

また、使途特定寄附金制度(寄附金の使途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度)に関するチラシを地方事務所に配備するなどし周知を図った。

#### <平成29年度実績>

しょく罪寄附36,395千円 (平成28年度52,610千円)一般寄附3,988千円 (平成28年度1,916千円)計40,924千円 (平成28年度54,526千円)

## 2 有償受任等による自己収入

常勤弁護士に対し、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性 について認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、 国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組む よう促し、自己収入の確保に努めた。

平成30年3月31日までに設置した35か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が1,269件(平成28年度比12.0%増)、国選弁護・付添事件が501件(平成28年度比10.1%減)、有償事件が640件(平成28年度比0.8%減)となった。

また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による平成29年度 事業収益は、173,721千円となった(平成28年度204,324千円)。

## 3 財政的支援の獲得

宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所7か所については、 地方公共団体等から敷地(6か所)又は建物(7か所)の無償提供を受け ている。

また、秋田県に設置した鹿角地域事務所(鹿角市)及び青森県に設置した鰺ヶ沢地域事務所(鰺ヶ沢町)についても建物の無償提供を受けている。

## (2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等を適切に管理・回収することが極めて重要である。このような民事法律扶助制度の特性を踏まえ、立替金債権等の管理・回収につき、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

## ア 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

#### 【年度計画】

次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に 最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件解決による財産的利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還 の見込みがない立替金債権等については、償却も含めて処理を検討すること により債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を 図る。

- ① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢整備に継続的に 取り組み、効率的で効果的な督促等を行う。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした 全国一律の督促方針を立てて、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・

回収計画を策定し、実施する。地方事務所ごとの管理・回収計画の策定 に当たっては、管理・回収状況について検証した上で必要な見直しを行 う。

- ③ 援助開始時や償還開始時等の機会を捉えて、引き続き、償還制度や償還方法の説明を徹底するなど、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。
- ④ 自動引落方法の多様化の取組により、生活口座からの償還金引落を推進し、回収強化を図る。
- ⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の運用と督促方法の工夫等により、初期滞納段階での回収の改善を図る。
- ⑦ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立て を行う。

平成29年度の立替金の償還実績は、平成28年度比103.9% (4億2,342万円増)の112億9,641万円となった。

民事法律扶助業務は資力の乏しい国民を対象としていることから、償還実績を増加させるには、様々な施策を検討の上で実施し、成果を上げることが求められる。

具体的には、口座引落しを確実に実施することにより滞納を発生させないことが重要であり、生活口座からの引落しを推進し、滞納が発生しないよう努めた。

また、滞納が長期になる前に解消することも肝要であり、口座引落不能者に対するコンビニエンスストアでの支払いを可能とした督促(以下「コンビニ督促」という。)の実施により、滞納を解消させた。

この施策と合わせ、本部における集中的な督促の実施、各種施策に加え、地方事務所における督促の相乗効果により、回収効果を上げた。

償還免除及びみなし消滅については、民事法律扶助業務研修における償還免除手続に関する説明・周知により、事務処理手続の効率化、迅速化を図り、多数の生活保護受給者からの償還免除申請を決定するとともに、債権管理の効率化を進めるため、10年以上償還がなく、残額が少額で回収コストに見合わない立替金等を一括してみなし消滅として処理する手続を行った。

この結果、平成29年度の償還免除とみなし消滅の合計額は49億8,556万円 (平成28年度比109.8%) となった。

取組の詳細については、以下のとおりである。

1 本部における集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備

- (1) 初期滯納者督促
  - ・ 初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送
  - コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促
  - コンビニ督促による回収10億8,852万円(平成28年度比106.2%)
- (2) 長期滯納者督促
  - ・ 3か月以上の長期滞納者を対象に、105,837件の督促状発送 発送に当たっては、債権管理システムの機能を活用し、滞納ステージ や個々の滞納者の属性(引落口座未手続者、振込入金者、高齢者など) を考慮

回収6,197万円、免除9,469万円(一括償却含む。)

- (3) 期間限定督促
  - ボーナス支給月に合わせた督促(7月、12月)
    回収1,322件、1,077万円
  - 電話督促強化週間(7月、12月)185件架電、154万円回収
- (4) 引落停止督促

ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対しては、 3回連続滞納に伴い引落しが停止されることから、この引落しを再開させ る督促状を発送

6,863件発送、1,386万円を回収

- (5) 月額三倍未満督促
  - ・ 引き落とされなかった被援助者のうち、償還残額が毎月の償還額の三 倍未満となった者に対し、間もなく完済になることを示して督促状を発 送

2,313件発送、436万円回収

- (6) 免除及びみなし消滅
  - ア 研修における周知徹底
  - イ 本部一括償却

6,474件、7億5,916万円を償却(対象:10年間償還がなされていない 債権、破産免責となった債権 平成28年度比124.4%)

- 2 地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施
  - ・ 統一的な債権管理回収計画の骨子に基づく、前年実績も踏まえた地方 事務所ごとの債権管理回収計画の作成と実施
  - ・ 「債権管理回収の手引き」を改訂し、全国一律の督促指針として活用
  - ・ 四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを還 元

- 3 被援助者への償還の意識付け強化
  - ・ 民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底
  - ・ 被援助者に「返済のしおり」を配布
  - ・ 償還金返済者向けホームページにおける引落日の告知

#### 4 自動払込方法の多様化

- ・ 償還金引落口座の対象を拡大し、ゆうちょ銀行に限定していた対象口 座をほぼ全ての金融機関へ拡大し、生活用口座からの引落しを可能とし たことにより、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を両立
- 全国事務局長会議等における生活用口座引落し周知徹底
- ・ ブロック別協議会及び民事法律扶助業務研修における担当者への意識 付け
- ・ 長期滞納者に対する督促に当たっては、引落口座未登録者について工 夫した文面にて発送し、口座登録を促進
- ・ ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対する引 落停止督促の発送

## 5 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進

- ・ 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し、被援助者の生活状況 に応じた適切な償還月額の設定及び償還猶予・償還免除の案内
- 初期滞納者に対する電話督促による早期段階における償還の意識付け
- 長期滞納者に対する滞納期間に応じた郵便督促、電話督促、支払督促の実施

## 6 初期滞納段階での回収の改善

- ・ 12か月連続滞納者までを対象としたコンビニ督促の発出
- 初回及び2回連続滞納に対する電話督促の実施
- ・ 自動引落口座未登録者に対するコンビニ督促
- 完済までコンビニ督促による償還を可能とする運用

## 7 長期滞納者等への支払督促の申立て

- (1) 事前予告通知
  - 1,108人発出 このうち 78人、537,680円を回収
- (2) 平成29年度に申し立てた支払督促の回収実績 申立件数 300人のうち 111人から5,223,738円を回収
- (3) 平成28年度支払督促申立てによる平成29年度の回収実績
  - ・ 平成28年度の申立:300人
  - 平成28年度の回収実績:134人/8,881,205円

- 平成29年度の回収実績(上記134人のうち,平成29年度に支払いがあった利用者):96人/5,224,250円
- 2年間の通算合計回収額:14,105,455円

### イ 償還率の向上

### 【年度計画】

上記(1)の取組により、償還率の向上に努める。

当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」(いずれも財団法人法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む。)の割合を算出したところ、平成28年度の86.8%に対し、平成29年度は88.1%へ向上した。

### ウ 立替金債権等の管理・回収状況の開示

### 【年度計画】

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的な データについて、平成29年度業務実績報告書にて開示する。

設立以降の立替金債権の発生額や管理回収状況等について、以下のとおり 一覧表で提示した。

立替金債権の回収状況については年数を経るごとに向上し、平成18年度から平成20年度までの立替分償還割合については80%を超えているほか、償還免除を含めれば、平成18年度から平成22年度までの立替金処理率は90%を超え、平成25年度までの立替分では80%を超える立替金が処理されている。

民事法律扶助の利用者は経済的に余裕がない者であり、月次における償還 月額も少額であるため、結果的に償還期間は長期にわたるものの、年数を経 るに従い、償還割合等は着実に向上した。

### 平成29年度末現在(平成30年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況

平成30年3月現在(単位 百万円)

						(単位 日万円)
年度	立替金額	償還額	償還割合	免除	残額	立替金処理率
		(発生以降累計)		(発生以降累計)	_	
	1	2	2/1	3	<u>4</u> =1)-2-3	(2+3)/1
平成18年度	5,286	4,377	82.8%	643	266	95.0%
平成19年度	11,078	9,154	82.6%	1,277	647	94.2%
平成20年度	12,640	10,290	81.4%	1,534	816	93.5%
平成21年度	15,446	11,842	76.7%	2,456	1,148	92.6%
平成22年度	16,860	11,764	69.8%	3,496	1,600	90.5%
平成23年度	15,601	10,317	66.1%	3,472	1,812	88.4%
平成24年度	15,616	10,074	64.5%	3,500	2,042	86.9%
平成25年度	15,562	9,441	60.7%	3,348	2,773	82-2%
平成26年度	15,453	8,966	58.0%	3,303	3,184	79.4%
平成27年度	16,032	8,252	51.5%	3,304	4,476	72.1%
平成28年度	15,949	5,900	37.0%	2,858	7,191	54.9%
平成29年度	16,850	1,928	11.4%	841	14,081	16.4%

### ※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

### (3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築

### 【年度計画】

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするために策定した統一的な対応方針に基づき、引き続き適切な対応を行う。

立替金等の悪質な償還滞納者等への適切な対応を徹底するため、正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、原則的に新たな援助を行わない等の対応方針を定めた業務マニュアルを平成28年度に地方事務所に発出しているところ、平成29年度においても統一的な対応方針による運用の促進を引き続き行った。

### (4) 委託援助業務

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、 適切に援助決定を行う。

### 【年度計画】

### (1) 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援 センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていな い者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。

### (2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

### 1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成29年度の援助申込総受理件数は22,206件であり、平成28年度の22,444件よりやや減少した。

平成21年5月以降、被疑者国選制度の対象範囲の拡大により、平成24年度に9,059件まで減少していた刑事被疑者弁護援助は、平成25年度から受理件数が増加に転じ、平成29年度は13,408件まで伸びた。

一方、少年保護事件付添援助の受理件数は、平成26年6月から国選付添 人制度が拡充されたこと等により、最も申込件数が多かった平成25年度の 8,680 件に対し、平成29年度は2,267件と大きく減少した。

上記以外の委託援助事業のうち、犯罪被害者法律援助、難民認定に関する法律援助及び精神障がい者に対する法律援助(心神喪失者等医療観察法法律援助を含む)は同水準の件数で推移し、高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助は若干減少した。子どもに対する法律援助及び外国人に対する法律援助は、平成28年度に引き続き増加した。

支援センターがこれらの業務を担うことによって、現在、民事法律扶助 及び国選制度でカバーされていない法律サービスを、広く全国に同一に提 供するという日弁連委託援助業務の目的が達せられている。

### 2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成29年度は、予定件数の1件について援助決定を行い、年度中に終結した。

### 3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

### 【資料25】平成29年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

### (5) 財務内容の公表

### 【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報(中期目標等における一定の事業等のまとまり別の財務情報)を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。

### 1 セグメント情報の開示

平成28年度に引き続き、情報提供業務や民事法律扶助業務、国選弁護業務等センターの事業のまとまりごとに財務諸表(附属明細)及び決算報告書を作成し、事業報告書及び業務実績報告書にも記載した。

### 2 各データの経年比較のグラフ化

平成28年度に引き続き、事業報告書において、貸借対照表、損益計算書、 キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書の各データ の経年比較をグラフ化するなどし、決算情報を視覚的にも読み取りやすく する取組を継続した。

また、決算情報と業務実績を関連付けて各業務における主な収入及び支 出に関する経年比較を記載することなどにより、充実した情報開示となる よう従来からの取組を継続した。

### 【資料56】業務別セグメント情報

### (6) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

### 1 委託費

平成29年度委託費予算額は154億7,800万円(うち事業費120億6,600万円)であり、平成29年度支出実績額は153億3,800万円(うち事業費123億8,700万円)であった。

支出実績額が予算額を下回った主な要因は、職員の採用が予定を下回ったことなどによる。

### 2 運営費交付金

平成29年度予算で予定されていた支出額は269億100万円であり(うち事業費180億6,900万円)、平成29年度支出実績額は273億5,700万円(うち事業費189億4,500万円)であった。

支出実績額が予算額を上回った主な要因は、民事法律扶助件数が予定を上回ったことなどによる。なお、償還金収入も予算額を上回ったため、収入の範囲内での支出となった。

5 短期借入金の限度額

該当なし。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の 処分に関する計画

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。

8 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

- 9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項
  - (1) 認知度の向上に向けた取組の充実

### 【年度計画】

1 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、認知度調査結果を分析することにより、効果的な広報活動方針を策定し、翌年度の広報計画に反映させる。

2 効果の高い広報活動の実施

新聞広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会(プレスリリース)を開催する。

また、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等のメディア 媒体を活用し、間断ない情報発信方法による広報活動を実施する。

3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

法的サービスの提供が必要な者に効果的に情報を伝達するため関係機関・団体との連携を通じた周知活動を実施する。

また、支援センターの業務内容や課題が広く周知されるよう「法テラス白書」を発行し、関係機関・団体等に配布する。

4 認知度の向上

認知度調査を実施し、平成29年度に実施した広報効果を適切に検証する。

また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

### 1 広報計画の策定

- (1) 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえ、地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、効率的かつ効果的な広報活動に取り組んだ。
- (2) 平成28年度に引き続き、認知経路として割合の高いインターネット媒体を通じた情報発信を広報活動方針の重点とし、活発に行った。

### 2 効果の高い広報活動の実施

(1) インターネット等を活用した広報

インターネットによる広報では、リスティング広告(検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるサービス)やコンテンツマッチ広告(プログラムが広告を設置したページやサイトの内容を読み込んで、その内容に適した広告を自動的に配信するサービス)を実施し、支援センターを知らない者や法的トラブルを抱えているが支援センターの利用につながっていない者に向けて支援センターの存在や制度内容の周知を行った。特にコンテンツマッチ広告では、お悩み相談の掲示板などに重点的に配信することで、法テラスの潜在的利用者層への訴求を高め、効率的で効果的な広報を実施した。

また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン(月2回程度配信)やツイッター(毎日1回から3回程度配信)で配信した。

ツイッターのフォロワー数は、平成30年3月末日現在で13,225人に増加 した(平成28年度比473人増)。

(2) 震災法律援助事業の利用促進のための広報

岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において、被災者に対して震災法律援助事業の利用促進を図るため、地方紙などに新聞広告を5回掲載した。また、被災地以外に避難されている方々を対象に、新聞社ホームページ(トップページ)上へのバナー広告や、全国紙への新聞広告を実施し、全国の避難者への広報にも努めた。

デザインについても、読者にとって支援センターの利用イメージが想起 しやすいよう、具体的な利用方法や相談内容を記載した。

### (3) プレスリリースの実施

本部において、支援センターの取組みなどに関するプレスリリースを4回実施した。「法テラスの日」以外にも、改正総合法律支援法の施行など、制度の追加や変更が生じた際に、施行前と施行後の段階に応じてプレスリリースを実施し、さらに報道機関に対する懇談会を別途実施するなど精力的に情報発信を行った。

地方事務所においても、地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、 地方事務所独自の取組についての情報を発信した。

その結果、平成29年度では、新聞やインターネットにおいて、プレスリリースを行った「法テラスの日」や「改正総合法律支援法の施行」に関して、70を超える記事の掲載があった。

### (4) 動画広告の実施

全国の商業施設328施設にある自動販売機約1,700台に動画広告を掲出した。

### (5) その他の広報

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国50社の鉄道会社の駅施設等に約1,500枚のポスターを無料で掲出した。

### 3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

法務省のイベントに出展(全国矯正展、子ども霞が関見学デー、法の日) したほか、関係機関、地方公共団体、大学、図書館等に、法テラス白書、 広報誌(年3回)を配布した。さらに金融庁、日本弁護士連合会及び日本 司法書士会連合会と連携し、「多重債務者相談強化キャンペーン2017」を 実施し、地方事務所等にポスターを掲示した。

### 4 認知度向上について

### (1) 認知度向上の取組

ここ数年、支援センターの広報活動は、支援センターの業務内容についての認知度(業務認知度)を上げることに軸足を移しており、平成29年度も業務認知度を上げることに重点を置いた広報活動を実施した。

### 【具体的な取組例】

被災地を対象とした新聞広告では、具体的な利用方法を紹介しつつ、可能な限りシンプルなデザインとし、業務内容を正確にイメージできるように努めた。

### (2) 認知度調査結果

- ① 全く知らない・聞いたことはない:45.1%(平成28年度比1.5ポイン ト増)
- ② 名前は知っている・聞いたことがある:39.7%(同比0.6ポイント減)

- ②'②の回答者のうち、更問に対し、具体的サービスを1つ以上選択: 21.7% (同比1.7ポイント減)
- ③ どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている(利用したことはない):10.1%(同比0.4ポイント減)
- ④ 利用したことがある:5.1%(同比0.5ポイント減)
  - →⑦ 名称認知度(①を除くもの): 54.9%(同比1.5ポイント減)
    - ④ 業務認知度(③+④):15.2%(同比0.9ポイント減)
    - ① 記憶喚起の手がかりを得た者も含む業務認知者の割合(②'+③+④):36.9%(同比2.6ポイント減)

【資料26】平成29年度プレスリリース実施一覧 【資料27】広報活動関連資料

### (2) 施設・設備、人事に関する計画

### 【年度計画】

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。

### 1 施設・設備の確保

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方策を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。具体的には、耐震性の問題から静岡地方事務所を移転し、また、老朽化による防犯・防災上の問題から、平戸地域事務所の移転を行った。

### 2 人的体制の確保

既存業務の業務量の変動を適切に把握し、これらを踏まえ、平成27年度 に策定した大規模な人員の再配置計画に基づき、平成30年度4月期の人事 異動を実施した。

また、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度の段階的導入に向けた取組(4級以上の職員について正式に導入するとともに、3級以下の職員については業務評価について正式導入)を推進した。

### 平成29事業年度 決算報告書

(単位:百万円)

法人単位

Š		情報提供業務	業務		吊事	民事法律扶助業務	1業務		国選弁護等関連業	等関連業	務	犯	罪被害者	犯罪被害者支援業務	ΜÞ	司法	司法過疎対策業務	業務		邸	受託業務			并通			合計		
ŔĂ	予算額	決算額	差額(	備考予	予算額 決	決算額	差額 備	備考予	予算額 決算額	預差額	備考	予算額	決算額	差額	備考予	予算額決	決算額 差	差額備	備考予	予算額 決算	決算額 差	差額 備考	予算額	決算額 差	差額 備考	予算額 決	決算額	差額(	備考
极入																													
前年度繰越金	ı								<u> </u>								-	-		-		ı		1,220 1,	1,220 (注10)		1,220	1,220	(01卅)
運営費交付金	1,002	912	68 ♥		9,338	9,819	481		1	1	ı	309	265	D 44	(注4)	848	933	82 (注	(注4)	I	I	ı	3,900	3,467	433 (注4)	15,396 1	15,396	I	
受託収入	-				I			13	13,254 13,338	38 83	3	167	141	∆ 26	(注)	1,084	887	197	(注6) 2,	2,204 1,	1 ♥ 689	515 (注9)	973	∇ 096	۲ 13	17,682	17,014	. 667	
補助金等収入	I	I	I		I	I	I		<u>'</u> 			ı	ı	1		I	I	I		I	I	ı	44	46	2	44	46	2	
事業収入	I	13	13	(注1)	10,780	11,624	844		1		ı	0	0	0		401	222	179	(注7)	I	I	ı	I	I	ı	11,180	11,859	629	
事業外収入	13	13			88	88			<u> </u>							-		-		-		ı	179	174		281	275	Δ 5	
盂	1,015	939	97 A	2	20,206 21	21,531	1,325	13	13,254 13,338	88	3	476	406	07 🛆		2,332	2,042	290	2,	2,204 1,	1 ♥ 689	515	960'9	5,866	0//	44,583 4	45,811	,228	
支出																													
事業経費	393	350	△ 42	(注2) 1.	17,481 18	18,576	1,094	=	11,894 12,219	19 328	22	165	141	Δ 25	(注2)	202	46	156	(注8) 2,	2,114	965,	517 (注9)	I			32,249 33	32,928	089	
一般管理費	ı								<u> </u>								-	-		-		ı	4,003	3,717	286	4,003	3,717	286	
人件費	622	290	△ 32		2,725	2,351	374	(注3)	1,361 97	970 🛆 390	0 (注3)	311	266	△ 45	(注3)	2,130	1,801	329	(注6)	06	06	1	1,093	1,669	576 (注3)	8,331	7,737	. 595	
計	1,015	940	Δ 75	2	20,206 20	20,927	721	13	13,254 13,190	30 △ 65	22	476	406	△ 70		2,332	1,847	485	2,	2,204 1,	1,686 🛆 !	517	5,096	5,386	290	44,583 4	44,382	. 201	

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注3) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注6) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注7) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注8) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注9) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

## 平成29事業年度 決算報告書

(単位:百万円)

一般勘定

<b>**</b>		情報提供業務	(業務		Ħ	民事法律扶助業務	夫助業務		犯罪补	被害者支援業務	:接業務		司法	司法過疎対策業務	<b>6業務</b>		MF1	受託業務				并通			合計		
Z d	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額   決	決算額	差額(	備考	予算額	決算額	差額 備	備考	算額	決算額 差	差額 備考	考 予算額	額決算額	1額 差額	頂備考	予算額	決算額	差額	備考
<sub>የ</sub> አ																											
前年度繰越金	ı	ı	I		١				I	I	I		I	I	I		Ι	ı	I		1,2	,220 1,220	(注) (20)	ı	1,220	1,220	(6世)
運営費交付金	1,002	912	08 ∇		9,338	9,819	481		309	265	Δ 44	(洋4)	848	933	85 (3)	(注4)	I	ı	1	3,900		3,467 △ 433	33 (注4)	15,396	15,396	I	
受託収入			_			-			Ι	-	I		-	I			2,204	∇ 689′1	515 (注8)		_	· 		2,204	1,689	Δ 515	(注8)
補助金等収入	I	I	I						I	I	I		I	I	I		I	I	I		44	46	2	44	46	2	
事業収入	I	13	13	(川)	10,780	11,624	844		0	0	0		401	222	€ 179	(3型)	Ι	I	1		1	· 		11,180	11,859	679	
事業外収入	13	13	I		88	88			I	I	I		I	I	I		Ι	I	I	-	1 6/1	162 🛆 1	18	281	263	D 18	
11111	1,015	939	D 76		20,206	21,531	1,325		309	265	7 44		1,248	1,155 4	₽ 93		2,204	∇ 689′1	515	4,124		4,894	17.1	29,105	30,472	1,367	
支出																											
事業経費	393	350	△ 42	(注2)	17,481	18,802	1,321		12	10	4	(注2)	183	98	€ 60	(9世)	2,114	△ 965,1	517 (注8)		<u> </u>	<u>'</u> T		20,182	20,845	663	
一般管理費			_							I	I		ı				-		-	3,361	2	,815 🛆 54	546 (注10)	3,361	2,815	∆ 546	(注10)
人件費	622	290	ZE ∇		2,725	2,351	△ 374	(注3)	297	256	Q 41 (	(定式)	1,065	7 646	∆ 116	(注7)	06	06	-	7	763 1,1	1,148 38	382 (३३)	5,562	5,383	179 کا	
杣	1,015	940	S7 △		20,206	20,206 21,153	947		309	266	△ 43		1,248	1,035 🛆 214	> 214	•	2,204	1,686 🛆 517	517	4,1	4,124 3,9	3,963 🛆 16	61	29,105	29,043	∆ 62	

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注3) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注6) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注7) 人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注8) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注9) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

# 平成29事業年度 決算報告書

(単位:百万円)

国選弁護人確保業務等勘定

\\ <u>\</u>	割国	国選弁護等関連業務	引連業務		犯罪	犯罪被害者支	支援業務	21	间	司法過疎対策業務	策業務			并通				合計		
K	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	華	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	<b>盖</b>	予算額	決算額	差額	備考
収入																				
受託収入	13,254	13,338	83		167	141	Δ 26	(注2)	1,084	887	887 \( \Delta \) 197	(注3)	973	096	△ 13		15,478	15,326 🛆 152	Δ 152	
事業外収入	I	I	I		I	I	I		I	I	I		I	316	316	(注2)	I	316	316	(注5)
11.0	13,254	13,338	83		167	141	Δ 26		1,084	887	887 \( \Delta \) 197		973	1,276	303		15,478	15,642	164	
文出																				
事業経費	11,894	12,219	325		154	130	Δ 23	(注2)	19	37	18	(注4)		I	I		12,066	12,387	320	
一般管理費	I	I	I		I	I	I			I	I		642	902	260	(9栞)	642	905	260	(9拱)
人件費	1,361	970	970 △ 390 (注1)	(江江)	14	10	△ 4 (注1)	(1世)	1,065	853	Δ 213	(注3)	330	521	190	(注1)	2,770	2,354	△ 416	(注3)
祌	13,254	13,254 13,190	∆ 65		167	140	Δ 27		1,084	890	890 🛆 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164	

(注1) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注2) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことによる。

(注5) 事業外収入の予算額と決算額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

(注6) 一般管理費の予算額と決算額の差は、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として予算額を計上していることなどによる。

### 平成29事業年度 収支計画

(単位:百万円)

法人単位

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-	情報提供業務	業務		民事法律	民事法律扶助業務	¥0	国選弁	国選弁護等関連業	車業務	₩	3罪被害者	犯罪被害者支援業務	III	司法過疎対策業務	策業務			受託業務			井通			如	<i>±</i>	
		計画額	実績額	差額 備考	考計画額	額 実績額	頁 差額	備考言	計画額	実績額 き	差額 備考	き 計画額	頁 実績額	5 差額 備考	き 計画額	実績額	差額	備考計	画額	実績額 差	差額 備考	計画額	実績額	差額 備	備考 計画額	額	差額	備考
費用	費用の部	1,015	940	D 75	20,206	726,02 927	721		13,254 1:	13,190 2	∇ 65	476	9 400	07 🛆 9	2,332	1,847	△ 485		2,204	1,686	517	5,096	5,386	290	44,583	83 44,382	\ \ \ 201	
纸	経常費用	1,015	940	D 75	20,206	726,02	127 7:		13,254 1;	13,190 2	∇ 65	476	9 400	07 🛆 9	2,332	1,847	△ 485		2,204	1,686 △	517	5,096	5,386	290	44,583	83 44,382	Δ 201	
	事業経費	393	350	△ 42 (注	(注1) 17,481	18,576	1,094		11,894 1;	12,219	325	16	141	1 △ 25 (注4)	1) 202	46	D 156	()集()	2,114	1,596 △	517 (注9)	I	I	I	32,249	49 32,928	089	
	一般管理費	I	I	I		<u>'</u>			I	ı	I			1	I		I		I	I	ı	4,003	3,717	⊅ 286	4,0	4,003 3,717	∆ 286	
	人件費	622	290	7 32	2,725	25 2,351	◁	374 (注3)	1,361	970	330 (洪	3) 311	1 266	6 △ 45 (注3)	3) 2,130	1,801	△ 329	(注7)	06	06	ı	1,093	1,669	576 (注	(注3) 8,331	31 7,737	√ 595	
	減価償却費	I	I	I	'	' 			I	1	I	1		I	ı	ı	I		I	1	ı	I	I	I			ı	
	財務費用	I	I	ı					I	ı	I			1	I		I		I	I	ı	I	ı	I			I	
鼯	臨時損失	I	Ι	Ι		<u>'</u>			I	I	I	'		1	ı	ı	I		Ι	1	ı	Ι	I	I			I	
拉拉	収益の部	1,015	939	9 <i>t</i> ∇	20,206	06 21,531	1,325		13,254 1:	13,338	83	476	9 406	07 🛆 9	2,332	2,042	△ 290		2,204	1,689	515	960'9	5,866	770	44,583	83 45,811	1,228	
	前年度繰越金		Ι		'		 		ı	-			 	1	ı							I	1,220	1,220 (注	(江江0)	1,220	1,220	(津10)
	運営費交付金	1,002	912	68 ∇	9,33	,338 9,819	9 481			-		309	9 265	5 △ 44 (注5)	848	933	85	(注2)		-		3,900	3,467	△ 433 (注	15,396	96 15,396	_	
	受託収入	I	I	I	'	' 			13,254 1:	13,338	83	16	167 141	1 △ 26 (注4)	1,084	887	761 △	(注7)	2,204	1,689	515 (注9)	973	096	D 13	17,682	17,014	799 ♥	
	補助金等収入				_										I				_			44	46	2		44 46	2	
	事業収入		13	13 (注2)	2) 10,780	30 11,624	844			-			0	0 0	401	222	0 179	(注8)		-		I			11,180	80 11,859	629	
	事業外収入	13	13	I	3	88 88	- 88				1	ı	-	<u> </u>	I				Ι			179	174	Δ 5	7	281 275	Δ 5	
純利益	増		Δ	Δ 1	'	09 —	604 604		I	148	148	ı	_	0 0	l	195	195		Ι	2	2	Ι	481	481		1,429	1,429	(11世)
田	目的積立金取崩額		I						I						ı												-	
総利益	掛	Ι	Δ 1	Δ 1		09 —	604 604		Ι	148	148	'		0 0	1	195	195		Ι	2	2	I	481	481		1,429	1,429	

(注1) 事業経費の計画額と実穢額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注2) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注3) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注4) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注6) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注7) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注8) 事業収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注9) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

(注11) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、欧府出資金(351百万円)を含んでいる。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

### 平成29事業年度 収支計画

(単位:百万円)

_
11
늎
弘
7

			情報提供業務		民事	民事法律扶助業務	業務	犯罪	犯罪被害者支援業務	接業務		刊口	司法過疎対策業務	怒		受託業務	M		+1	<b>東</b>			和		
	区分	計画額	実績額 差額	華	計画額	実績額	差額 備考	計画額	実績額	差額 (	# 非	画	実績額 差額	華	計画額	実績額	差額 備考	市	画額 実績額	額差額	- 非	回額 実績額	額	羅	備考
費用の部	の部	1,015	940 △ 75		20,206 2	21,153	947	309	266	△ 43		1,248	1,035 🛆 214	4	2,204	1,686 △	2 517	4,124	24 3,963	63 △ 161	26	29,105 29,0	29,043 △	62	
数	経常費用	1,015	940 △ 75		20,206 2	21,153	947	309	266	₽ 43		1,248	1,035 🛆 214	4	2,204	1,686 △	2 517	4,124	24 3,963	63 △ 161	56	29,105 29,0	29,043	62	
	事業経費	393	350 △ 42	(1世)	17,481	18,802	1,321	12	10	4	(計1)	183	.6 ∇ 98	97 (注5)	2,114	1,596	△ 517 (注8)	3		I	20	20,182 20,8	20,845	663	
	一般管理費	ı	1		I	I	Ι	I	I	I		I	ı		I	I	I	3,361	61 2,815	△ 546	(6型)	3,361 2,8	2,815 △	246 (注	(注9)
	人件費	622	590 🛆 32		2,725	2,351	. 374 (注3)	297	256	Δ 41	(注3)	1,065	949 🛆 116	() (注()	06	06	I	7	763 1,148	385	(注3)	5,562 5,3	5,383 △	179	
	減価償却費							I					 									-	-	-	
	財務費用	ı	1		I	I	I	I	I	I		I	ı		I	I	I		İ	1		I	I	I	
뮲	臨時損失	ı	I		Ι	I	Ι	I	I	I		I	I	ı	I	I	I		Ī	I		I	I	I	
収益の部	の部	1,015	92 🗘 926		20,206 2	21,531	1,325	309	265	7 44		1,248	1,155 🛆 9	93	2,204	1,689	2 515	4,124	24 4,894	94 771	56	29,105 30,4	30,472 1,3	1,367	
	前年度繰越金		_					Ι		Ι									1,220	1,220	(注10)	1,2	1,220 1,3	,220	(江江0)
	運営費交付金	1,002	912 🛆 89		9,338	9,819	481	309	265	△ 44	(注4)	848	933 8	85 (注4)	I		1	3,9	3,467	△ 433	(注4) 15	15,396 15,3	15,396	Ι	
	受託収入		 		I	-	-	I	I	I				-	2,204	1,689	△ 515 (注8)	3)	· 	 		2,204 1,6	∇ 689'	515 (注	(注8)
	補助金等収入		_					Ι		Ι									44	46 2		44	46	2	
	事業収入		13 13	(注2)	10,780 11,624	1,624	844	0	0	0		401	222 🛆 179	79 (注7)	ı				· 	 	=	11,180 11,859		629	
	事業外収入	13	13 —		88	88	ı	I	1	I		I	 		I	I	I	_	179	162 △ 18		281	263	18	
維利益	力		Δ 1 Δ 1			378	378	ı	Δ 1	Δ 1			120 12	120		2	2		6	931 931		1,	1,429 1,	1,429 (注	(11世)
目的得	目的積立金取崩額				I	-	Ι	I		-				_	I		-		· 			Ι	I	1	
総利益	力		D 1 D 1			378	378	Ι	Δ 1	Δ 1			120 12	120	Ι	2	2		6	931 931		1,	1,429 1,	1,429	

(注1) 事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注2) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。 (定世)

(注4) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セヴメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。 (9世)

(注)

事業収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。 (注8) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注9) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

(注11) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

# 平成29事業年度 収支計画

(単位:百万円)

国選弁護人確保業務等勘定

	7	H	国選弁護等関連業務	関連業績	怒	犯	犯罪被害者支援業務	支援業系	祭		司法過疎対策業務	策業務							和		
	Z.	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
貫	費用の部	13,254	13,190	∇ 65		167	140	Δ 27		1,084	068	∆ 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164	
	経常費用	13,254	13,190	△ 65		167	140	Δ 27		1,084	068	△ 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164	
	事業経費	11,894	12,219	325		154	130	Δ 23	(注2)	19	37	18	(注3)	I	I	I		12,066	12,387	320	
	一般管理費	ı		l			l	I		I	I	I		642	902	260	(注2)	642	902	260	(注2)
	人件費	1,361	970	∨ 390	(江江)	14	10	Δ 4	(江江)	1,065	853	Δ 213	(注4)	330	521	190	(江江)	2,770	2,354	△ 416	(注4)
	減価償却費	I	I				l			I	I	I		I	I	I			I	I	
	財務費用	I				I	l	I		I	I	I		I	I	I		I	I	I	
	臨時損失	I	l	 		l	l	Ī		I	I	I		I	l	I		I	I	I	
롸	収益の部	13,254	13,338	83		167	141	Δ 26		1,084	887	761 ∇		973	1,276	303		15,478	15,642	164	
	受託収入	13,254	13,338	83		167	141	Δ 26	(注2)	1,084	887	∆ 197	(注4)	973	096	Δ 13		15,478	15,326	Δ 152	
	事業外収入	I				I	l	I		I	I	I		I	316	316	(漢()	I	316	316	()]()
禁	純利益	-	148	148			1	1			Δ 2	Δ 2			△ 147	△ 147					
Ш	目的積立金取崩額	I				l	-			l	I	I		I	l	I				I	
貕	総利益	I	148	148			1	-		I	Δ 2	Δ 2		I	△ 147	△ 147			I		

(注1) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注2) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことによる。

(注4) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

一般管理費の計画額と実績額の差は、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として計画額を計上していることなどによる。 (注2)

(注6) 事業外収入の計画額と実績額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

### 平成29事業年度 資金計画

(単位:百万円)

法人単位

7.0		華	情報提供業務	養務		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	民事法律扶助業務	功業務		国選弁	選弁護等関連業務	車業務	犯罪视	犯罪被害者支援業務	接業務		司法過	司法過疎対策業務			受託業務	終			世			ĄΠ	幸	
ΚΑ		計画額	実績額	差額(	備考計	画額	実績額	差額(	備考計	計画額	実績額	差額 備考 [	計画額	実績額	差額(	備考計	計画額 実総	実績額 差額	備考言	計画額	実績額	差額備	備考計	画額	実績額	差額備	備考計画	画額 実績額	美額	備考
資金支出		1,015	940 4	D 75	2	20,206 2	20,927	721	÷	13,254 13	13,190 2	∇ 65	476	406	O7 A	.,	2,332 1,	1,847 🛆 485		2,204	1,686	△ 517	r.	5,096 5	5,386	290	44.	44,583 44,382	2 \( \triangle 201	
経常費用		1,015	940 4	∆ 75	2	20,206	20,927	721	¥	13,254 13	13,190	7 65	476	406	OZ \	. 17	2,332 1,	,847 🛆 485		2,204	1,686	△ 517	E .	5,096 5	5,386	290	44,583	183 44,382	2 \alpha 201	
業務活動による支出		1,015	940 7	A 75	2	20,206	20,927	721	÷	13,254 13	13,190 2	∇ 65	476	406	© 70 △	(注至) 2	2,332 1,	,847 △ 485	(注4)	2,204	1,686	型 217 (注	(注6) 5	5,096 5	5,386	290	44,583	83 44,382	2 \( \triangle 201	
投資活動による支出		Ι	Τ	Ι		-		Ι		I		1		I			-	<u> </u>		I				-	Ι			_		
財務活動による支出		I	Ι	I		I	-	I		ı	-	I	ı	I	-		Ι	 		I	-	I		I	Ι					
次期中期目標の期間への繰越金	の繰越金	Ι	Ι			-	I			I		1	ı	I			-	<u> </u>		Ι	I			-	Ι					
資金収入		1,015	686	9Z \	2	20,206 2	21,531	1,325	÷	13,254 13	13,338	83	476	406	O7 A	.,	2,332 2,	2,042 \alpha 290		2,204	1,689	△ 515	r.	5,096 5	5,866	770	44.	44,583 45,811	1 1,228	
前年度繰越金			Т	Ι				Ι						Ι				_		Ι				1	1,220	1,220 (注	(注7)	1,220	0 1,220	(注7)
業務活動による収入		1,015	686	9 <i>7</i> ∇	2	20,206 2	21,531	1,325	÷	13,254 13	13,338	83	476	406	O7 A	. 7	2,332 2,	2,042 \alpha 290		2,204	1,689	△ 515	E)	5,096 4	7,647	0 449	44,583	183 44,591	1 8	
運営費交付金による収入	ر	1,002	912 4	68 ∇		9,338	9,819	481		ı	-	I	309	265	△ 44	(注3)	848	933 85	(2世)	I	-	I		3,900 3	3,467	433	(注3) 15;	15,396 15,396	9	
受託収入		I	Τ	I		ı		I	¥	13,254 13	13,338	83	167	141	D 26 □	(注2) 1	,084	887 🛆 197	(井4)	2,204	1,689		()集	973	096	D 13	17,	17,682 17,014	4 \( \text{667} \)	
その他の収入		13	27	13 (3	(1世)	10,868 11,712	1,712	844		ı		1	0	0	0		401	222	(5世)	I		I		224	220	∇ 3	111	11,505 12,181	1 675	
投資活動による収入			Т	Ι				Ι						Ι				_		Ι					1					
財務活動による収入				Ι				Ι		-			I	Ι	Τ		-			Ι		1			Ι					
前期中期目標の期間よりの繰越金	繰越金	Ι	Ι	I		Ι		-		Ι	Ι			Ι	Ι		Ι	_		Ι	Ι	Ι		-	I	Ι		· 		

(注1) その他の収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) 業務活動による支出と受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5) その他の収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注6) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかつたことによる。

(注7) 前年度機越金の内配は、運営費交付金の繰越分1080百万円からその他の収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

平成29專業年度 資金計画

一般勘定

(単位:百万円)

7. [1]	*	情報提供業務		щ	民事法律扶助業務	助業務		犯罪	犯罪被害者支援業務	接業務	司法道	司法過疎対策業務	業務		受託業務			并通		ŲΠ	合計	
K	計画額	実績額 差額	負 備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額 備考	計画額	実績額 差	差額 備考	計画額	実績額 差額	員 備考	計画額	実績額	差額 備考	計画額 実績額	差額	備考
資金支出	1,015	940 △ 75	22	20,206	21,153	947		309	266	△ 43	1,248	1,035	214	2,204	1,686 🛆 5	517	4,124	3,963	161	29,105 29,043	3 △ 62	
経常費用	1,015	940 🛆 7	75	20,206	21,153	947		309	266	△ 43	1,248	1,035 △	214	2,204	1,686 🛆 5	517	4,124	3,963	161	29,105 29,043	3 △ 62	
業務活動による支出	1,015	940 △ 7	75	20,206	21,153	947		309	266	△ 43 (注2)	1,248	1,035 △	214 (注4)	2,204	1,686 🛆 5	517 (注6)	4,124	3,963	161	29,105 29,043	3 △ 62	
投資活動による支出	Ι			ı	1	I		Ι	I	1	I	I	ı	I	I		١	ı	ı	<u>'</u> 	I	
財務活動による支出	Ι	İ		ı	-	I		Ι	I	ı	I	Ι	ı	I	I		ı	I	ı	T	I	
次期中期目標の期間への繰越金	ı	İ	1	ı	1	I		Ι	I	ı	I	I	ı	I	I	1	ı	I	ı	T	I	
資金収入	1,015	939 🛆 7	9/	20,206	21,531	1,325		309	265	₽ 44	1,248	1,155 △	93	2,204	1,689 🛆 5	515	4,124	4,894	171	29,105 30,472	2 1,367	
前年度繰越金	I	ı		ı		ı		I	I	ı	I	I	I	I	I		ı	1,220	1,220 (注7)	1,220	1,220	(注7)
業務活動による収入	1,015	939 🛆 7	9/	20,206	21,531	1,325		309	265	7 44	1,248	1,155 △	93	2,204	1,689 🛆 5	515	4,124	3,674	449	29,105 29,253	3 148	
運営費交付金による収入	1,002	912 🛆 8	88	9,338	9,819	481		309	265	△ 44 (注3)	848	933	85 (注3)	I	I		3,900	3,467 △	433 (注3)	15,396 15,396		
受託収入	ı	· 		ı		ı		I	I		I			2,204	1,689 🛆 5	515 (注6)		<u> </u>	ı	2,204 1,689	△ 515	(注6)
その他の収入	13	27	13 (注1)	10,868	11,712	844		0	0	0	401	222	179 (注5)	1	1	_	224	208	16	11,505 12,168	8 663	
投資活動による収入	Ι	<u> </u>				ı		Ι			ı		-	I	I				ı	<u> </u>		
財務活動による収入	Τ	<u> </u>		ļ		I		Τ			ı	Τ	1		T		l	<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>	
前期中期目標の期間よりの繰越金	I	<u> </u>		ı		ı		-	I		I	_			1	_		-	-	<u> </u>	_	

(注1) その他の収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5) その他の収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注6) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注7) 前年度繰越金の内駅は、運営費交付金の繰越分1080百万円からその他の収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

# 平成29事業年度 資金計画

(単位:百万円)

国選弁護人確保業務等勘定

	∜ ∑	三月	国選弁護等関連業務	関連業務	75	犯事	犯罪被害者支援業務	5援業務		司治	司法過疎対策業務	策業務			并通				合計		
	K d	計画額	実績額	差額	華	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額(	備考計	画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
資金	資金支出	13,254	13,190	∇ 65		167	140	Δ 27		1,084	890	7 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164	
₩ <del>=</del>	経常費用	13,254	13,190	∇ 65		167	140	Δ 27		1,084	890	7 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164	
	業務活動による支出	13,254	13,190	Δ 65		167	140	Δ 27	(計)	1,084	890	D 194 (3	(注2)	973	1,423	450	(注3)	15,478	15,642	164	
	投資活動による支出	l		I		I	I	I		I	I	I		I	I	I		I	I	I	
	財務活動による支出			I		I	-	I		I	I	I		I	Ι	I			I	I	
	次期中期目標の期間への繰越金	_					_					-			Ι	I			_		
資金	資金収入	13,254	13,338	83		167	141	Δ 26		1,084	887	761 ∇		973	1,276	303		15,478	15,642	164	
1111	業務活動による収入	13,254	13,338	83		167	141	Δ 26		1,084	887	761 △		973	1,276	303		15,478	15,642	164	
	受託収入	13,254	13,338	83		167	141	Δ 26	(江江)	1,084	887	(3)	(注2)	973	096	Δ 13		15,478	15,326	Δ 152	
	その他の収入	_						-				-			316	316	(注4)		316	316	(注4)
++-	投資活動による収入			I		I	-	I		I	I	I		I	Ι	I			I	I	
ш	財務活動による収入			I		I	I	I		I	I	I		I	Ι	I			I	I	
-Junz	前期中期目標の期間よりの繰越金			I		Ι	I	Ι		Ι	I	1		I	I	I				I	

(注1) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として計画額を計上していることなどによる。

(注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

### 平成29年度日本司法支援センター契約状況表

(平成30年3月31日現在)

		件	数	金 割	Į
		件	%	円	%
競争性のあ	5る契約	39	24.7%	932,143,472	21.8%
	うち一般競争入札	34	21.5%	762,389,972	17.9%
	うち総合評価方式	4	2.5%	112,104,000	2.6%
	うち企画競争	1	0.6%	57,649,500	1.4%
競争性のな	い随意契約	119	75.3%	3,337,655,862	78.2%
	事務所・宿舎の賃貸借契約	70	44.3%	315,062,360	7.4%
	会計監査人契約	1	0.6%	17,280,000	0.4%
	官報公告契約	1	0.6%	2,089,360	0.0%
	他との互換性がない契約	42	26.6%	2,917,374,942	68.3%
	その他の契約	5	3.2%	85,849,200	2.0%
	숌 計	158	100%	4,269,799,334	100%

※随意契約の主な内訳		随契に占め る割合(%)		随契に占め る割合(%)
事務所契約	5件	4.2%	224,324,432円	6.7%
借上宿舎契約	65件	54.6%	90,737,928円	2.7%
システム関係契約	26件	21.8%	2,949,061,883円	88.4%
合 計	96件	80.7%	3,264,124,243円	97.8%

### (参考) 平成28年度

		件	数	金	Į
		件	%	円	%
競争性のあ	5る契約	42	29.4%	2,920,391,977	83.8%
	うち一般競争入札	39	27.3%	2,117,022,097	60.8%
	うち総合評価方式	2	1.4%	791,121,600	22.7%
	うち企画競争	1	0.7%	12,248,280	0.4%
競争性のな	い随意契約	101	70.6%	563,292,482	16.2%
	事務所・宿舎の賃貸借契約	71	49.7%	209,416,836	6.0%
	会計監査人契約	1	0.7%	17,280,000	0.5%
	官報公告契約	1	0.7%	1,998,675	0.1%
	他との互換性がない契約	23	16.1%	204,946,886	5.9%
	その他の契約	5	3.5%	129,650,085	3.7%
	숨 計	143	100%	3,483,684,459	100%

### 一般競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	AED103台リース契約	H29.4.3	11,273,904	入札	37,075,320	30.40%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
2	本部総務部人事課労働者派遣業務	H29.4.18	3,048,192	入札	3,574,368	85.27%	東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル6階 株式会社シグマスタッフ	
3	情報提供システム(仮称)の更改委託契約 一式	H29.4.14	486,000,000	入札 (不落随契)	490,290,840	99.12%	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング	
4	業務端末等のデータ消去及び搬送等に係 る委託契約一式	H29.4.12	6,696,000	入札	7,489,800	89.40%	神奈川県鎌倉市台1-1-6 日本通運株式会社	
5	統合ID管理ソフトウェアライセンス等の調達 一式	H29.5.31	14,370,782	入札	14,910,480	96.38%	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	
6	情報提供業務の関係機関データ更新に関 する業務委託一式	H29.6.27	5,961,600	入札 (不落随契)	5,963,760	99.96%	神奈川県川崎市川崎区東田町2-11 株式会社ハウコム	
7	FAX送受信システムの調達	H29.7.7	46,169,298	入札	52,585,200	87.79%	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社	
8	平成28年度版「法テラス白書」印刷・発送業 務一式	H29.8.1	1,123,200	入札	1,289,520	87.10%	東京都中央区八丁堀1-11-3 株式会社ブルーホップ	
9	情報提供業務システム監査業務委託一式	H29.8.25	4,209,840	入札	4,787,640	87.93%	神奈川県鎌倉市大船2-19-28 宇津路屋ビル2階 株式会社ケイテック	
10	標的型メール攻撃訓練業務委託	H29.8.30	1,069,200	入札	1,641,600	65.13%	大阪市城東区鴫野西3-4-3-502 情報システム監査株式会社	
11	「DV等被害者法律相談援助業務の解説」 印刷・発送業務一式	H29.9.15	1,262,304	入札	1,549,800	81.44%	東京都文京区白山1-5-1 浦商印刷株式会社	
12	日本司法支援センター大阪地方事務所内 改修等工事及び什器・備品調達一式	H29.9.29	29,484,000	入札 (不落随契)	29,563,920	99.72%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
13	日本司法支援センター本部民事法律扶助 第二課労働者派遣業務一式	H29.10.10	1,195,050	入札	1,501,020	79.61%	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル 株式会社キャリア	
14	東日本大震災法律援助事業周知のための広報業務一式	H29.10.13	6,477,840	入札	7,650,720	84.66%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
15	商業施設等における広告出稿業務一式	H29.10.16	5,616,000	入札	5,616,000	100.00%	東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー 株式会社アサツーディ・ケイ	
16	広報誌印刷·発送業務一式	H29.10.31	2,399,112	入札	3,423,600	70.07%	東京都中央区銀座7-16-21 銀座木挽ビル1階 株式会社アイネット	
17	弁護士賠償責任保険契約一式	H29.10.17	1,496,120	入札	1,496,120	100.00%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
18	法テラス本部内特定業務専用端末の更改 業務一式	H29.11.28	3,888,000	入札	5,043,600	77.08%	東京都品川区東五反田1-13-12 いちご五反田ビル7階 株式会社システムアルテ	
19	法律問題Q&Aリーフレット印刷・発送業務 一式	H29.12.18	826,200	入札	1,338,120	61.74%	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原5-7 不ニオフセット株式会社	
20	民事法律扶助業務に関する各種書類の翻 訳業務一式	H29.12.25	3,585,600	入札	5,177,520	69.25%	東京都港区赤坂3-4-4 専修赤坂ビル5階・6階 株式会社エアクレーレン	
21	平成30年度日本司法支援センター職員採用試験における採用事務委託業務契約	H29.12.22	3,238,920	入札	4,126,680	78.48%	東京都品川区東五反田1-13-12 テクノブレーン株式会社	
22	日本司法支援センター静岡地方事務所及 び法テラス静岡法律事務所の事務所移転 に伴う内装工事等移転業務及び什器備品 の調達一式	H29.12.27	20,628,000	入札	32,917,320	62.66%	東京都港区虎/門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
23	多言語情報提供サービス業務委託一式	H30.1.29	5,001,780	入札	8,968,320	55.77%	東京都渋谷区代々木4-30-3 ランゲージワン株式会社	
24	刊行物印刷·発送業務一式	H30.1.30	4,476,894	入札	7,632,360	58.65%	東京都中央区銀座7-16-21 株式会社アイネット	

### 別紙4 第2表の1

25	東日本大震災法律援助事業周知のための広報業務	H30.2.7	_	入札	7,851,600	-	東京都千代田区富士見2-1-12 株式会社読売エージェンシー	H30.3.5 変更契約
26	広報グッズ作製・発送業務一式	H30.2.13	1,670,436	入札	1,867,320	89.45%	新潟県長岡市今朝白2-8-3 株式会社東亞	
27	本部9階レイアウト変更工事及び什器・備品 の調達一式	H30.2.19	3,693,600	入札	4,001,400	92.30%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
28	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行業 務一式	H30.2.23	864,000	入札	1,962,000	44.03%	東京都渋谷区渋谷3-12-22 キャリアエージェンシー株式会社	
29	日本司法支援センター二本松出張所の事務所移転に伴う内装工事等移転業務及び 什器・備品の調達一式	H30.2.19	8,271,072	入札	8,609,760	96.06%	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
30	平成30年度リサイクルPPC用紙一式	H30.2.21	2,714,523	入札	2,816,364	96.38%	東京都千代田区神田神保町1-103 東京パークタワープラザ1階 有限会社三章堂	
_	東日本大震災法律援助事業周知のための 広報業務(契約変更)	H30.3.5	10,616,113	随意 (変更契約)	10,959,040	96.87%	東京都千代田区富士見2-1-12 株式会社読売エージェンシー	H30.2.7 原契約
31	平成30年度産業医等業務委託	H30.3.6	4,233,600	入札	4,266,000	99.24%	東京都渋谷区道玄坂2-25-12 株式会社ドクタートラスト	
32	デジタルフルカラー等複合機40台・プリンタ 51台保守付リース契約	H30.3.19	53,882,880	入札	93,441,600	57.66%	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社	
33	平成30年度社会保険手続等業務委託一式	H30.3.5	1,944,000	入札	2,399,760	81.00%	東京都足立区千住1-26-1 社会保険労務士法人 同友	
34	本部自動車運行管理業務請負契約	H30.3.14	5,001,912	入札	6,060,960	82.52%	東京都中央区日本橋富沢町5-4 ゲンベエビル 株式会社トーケイ	
	合 計		762,389,972					

### 総合評価による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	インターネット広告出稿業務一式	H29.4.28	46,224,000	入札 (総合評価)	46,620,360	99.14%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
2	広報誌「ほうてらす」制作業務委託一式	H29.8.21	2,160,000	入札 (総合評価)	2,858,760	75.55%	愛知県名古屋市中区新栄1-7-22 株式会社アイワット	
3	民事法律扶助業務の解説動画作成業務一式	H30.1.22	2,160,000	入札 (総合評価)	3,192,480	67.65%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
4	平成30年度インターネット広告出稿業務一式	H30.2.23	61,560,000	入札 (総合評価)	62,309,520	98.79%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
	슴 計		112,104,000					

### 企画競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	ホームページリニューアル業務一式	H29.11.17	_	随意 (企画競争)	57,600,000		東京都江東区東陽町2-4-18 株式会社日立公共システム	H30.2.26 変更契約
_	ホームページリニューアル業務一式変更契 約	H30.2.26	57,649,500	随意 (変更契約)	57,649,500		東京都江東区東陽町2-4-18 株式会社日立公共システム	H29.11.17 原契約
	合 計		57,649,500					

### 随 意 契 約 一 覧 表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約 理由条項	相手方住所氏名
1	被害者国選弁護業務管理システムに係る保 守業務委託契約	H29.4.1	_	随意	1,881,579	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都台東区浅草5-4-2 伊予ビル4F 株式会社インターアーク
2	業務管理システム及び債権管理システムに 係るアプリケーション保守業務委託契約	H29.4.1	21,328,876	随意	21,328,876	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社
3	本部借上宿舎賃貸借契約	H29.4.1	969,060	随意	969,060	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
4	本部借上宿舎賃貸借契約	H29.4.2	1,395,260	随意	1,395,260	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-41F 株式会社ハウスメイトパートナーズ
5	本部借上宿舎賃貸借契約	H29.4.4	2,157,780	随意	2,157,780	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-41F 株式会社ハウスメイトパートナーズ
6	神奈川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.1	1,468,656	随意	1,468,656	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東3-1-39 株式会社ヴィンテージ
7	神奈川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.1	1,463,520	随意	1,463,520	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	神奈川県藤沢市藤沢223-2 株式会社ユーミートラスト
8	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.1	1,225,920	随意	1,225,920	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
9	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.3	1,165,740	随意	1,165,740	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
10	コールセンター借上宿舎賃貸借契約	H29.4.1	1,415,200	随意	1,415,200	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
11	宫城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.1	1,866,040	随意	1,866,040	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
12	宫城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.3	1,915,513	随意	1,915,513	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
13	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.1	1,401,372	随意	1,401,372	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社
14	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.1	1,985,936	随意	1,985,936	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
15	福井地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.2	935,319	随意	935,319	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
16	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.4	1,653,640	随意	1,653,640	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
17	宮崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.1	1,220,712	随意	1,220,712	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	福岡県福岡市東区若宮3-16-7 株式会社Ruma.
18	佐賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.4.21	1,429,433	随意	1,429,433	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
19	「判例秘書INTERNET」利用契約	H29.4.1	3,888,000	随意	4,062,960	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー
20	「TKCローライブラリー」利用契約	H29.4.1	2,505,600	随意	3,199,776	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区揚場町2-1 軽小坂MNビル5階 株式会社TKC
21	Westlaw Japan加入契約	H29.4.1	2,544,048	随意	3,181,939	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル4階 ウエストロー・ジャパン株式会社
22	第一法規法情報総合データベースサービス 使用契約	H29.4.1	1,503,360	随意	2,288,736	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社
23	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約	H29.4.1	13,773,240	随意	13,773,726	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
	コールセンターシステム(電話基盤)関連機 器及びソフトウェアに係る保守業務委託契 約	H29.4.1	13,637,160	随意	13,637,160	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング

25	インターネットデータセンター内における第 三世代インフラ共通基盤用サーバ用ラック 増設等工事	H29.4.27	2,457,648	随意	2,505,060	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
26	京都地方事務所防災設備等工事	H29.4.28	1,728,000	随意	1,792,432	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	京都市中京区壬生賀陽御所町3-1 株式会社竹中工務店京都支店
27	本部借上宿舎賃貸借契約	H29.5.31	805,200	随意	805,200	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
28	本部総務部財務会計課労働者派遣業務	H29.5.31	1,079,730	随意	1,079,730	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西新宿8-4-2 野村不動産西新宿ビル6階 株式会社リクルートスタッフィング
29	次世代用人給システム構築に係るソフトウェ アライセンスの購入等	H29.5.16	2,195,424	随意	2,294,784	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル19階 株式会社ワークスアプリケーションズ
30	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.6.1	1,359,472	随意	1,359,472	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
31	インターネットデータセンター賃貸借変更契 約	H29.6.1	_	随意	93,575,088	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
32	情報化統括顧問業務(CIO補佐業務相当) 委託契約	H29.6.26	9,072,000	随意	9,979,200	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都江東区新砂1-3-3 株式会社インテック
33	業務統合管理システム等の再構築委託契 約の変更契約	H29.7.1	920,964,870	随意	920,964,870	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
34	第三世代シンクライアントシステム改修業務 契約	H29.7.13	99,126,180	随意	99,126,180	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
35	多言語情報提供サービス業務委託契約	H29.7.18	4,033,800	随意	4,045,748	緊急の必要により競争 入札によることができな いため。	規程第18条 第1項第2号	東京都渋谷区代々木4-30-3 新宿MIDWESTビル11階 ランゲージワン株式会社
36	インターネットデータセンター内工事請負契約	H29.8.2	2,494,800	随意	2,721,600	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
37	平成29年度ホームページ運用支援に関する業務一式	H29.8.18	5,491,800	随意	5,491,800	競争入札によることが 不利と認められるため。	規程第18条 第1項第3号	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 モワビル2階 彼方株式会社
38	ホームページ及びCMSの提供、サイト閲覧 支援ツール利用及び新開発機能(運用保守)一式	H29.8.21	3,625,560	随意	3,628,800	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 モワビル2階 彼方株式会社
39	財務会計システム移行に係る役務、賃貸借 及び保守契約一式	H29.8.21	_	随意	37,551,276	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
-	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	H29.9.1	100,621,440	随意	100,694,016	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
40	岩手地方事務所レイアウト変更に伴う間仕 切り工事	H29.9.1	1,080,000	随意	1,164,607	契約の予定価格が少 額であるため。	規程第18条 第2項第1号	岩手県盛岡市南大通2-3-20 株式会社木津屋本店
41	統計・集計システムソフトウェア「軽技」ライセンス及び保守契約一式	H29.9.25	10,472,814	随意	14,674,427	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都品川区大崎1-11-2 富士電機株式会社
42	拠点事務所用IP-PBX設定変更等業務委託 一式	H29.9.28	1,610,064	随意	1,622,181	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
43	長野地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.9.26	1,716,720	随意	1,716,720	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
44	秋田地方事務所レイアウト変更に伴う間仕 切り工事	H29.9.25	1,630,800	随意	1,736,481	契約の予定価格が少 額であるため。	規程第18条 第2項第1号	秋田市仁井田二ツ屋1-11-41 株式会社ビジネス秋田秋田支店
45	平成29事業年度日本司法支援センター会 計監査事務契約	H29.9.27	17,280,000	随意	(4事業年度分)	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第 48条において準用する 独立行政法人通則法 第40条)。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区津久都町1-2 有限責任あずさ監査法人
46	日本司法支援センター平成28事業年度財 務賭表官報公告掲載	H29.10.11	2,089,360	随意	2,089,360	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京都官報販売所
47	第三世代情報システム運用保守業務等委 託契約一式	H29.10.30	73,612,800	随意	73,612,800	競争入札によることが 不利と認められるとき。	規程第18条 第1項第3号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
48	インターネットデータセンターにおけるサー バ等の監視連携体制の構築一式	H29.10.24	1,566,000	随意	1,566,000	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
49	大阪地方事務所LAN配線等工事契約	29.10.19	1,300,525	随意	1,594,993	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	大阪市浪速区幸町2-3-14 京阪通信工業株式会社
50	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.10.21	1,213,380	随意	1,213,380	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
								<del></del>

	,							
51	大阪地方事務所電気設備工事契約	H29.11.1	1,350,000	随意	1,456,920	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	大阪市中央区北浜2-6-26 株式会社アサヒファシリティズ
52	法テラス本部自動車運行管理業務請負契 約(契約延長)	H29.11.17	1,887,408	随意	1,887,408	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都千代田区神田須田町2-3-1 NBF神田須田町ビル 株式会社セノン
53	栃木地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.11.10	1,566,432	随意	1,566,432	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	栃木県宇都宮市戸祭元町6-23 有限会社福田コーポレーション
54	沖縄地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.11.30	1,385,700	随意	1,385,700	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
55	熊本地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.12.15	1,724,269	随意	1,724,269	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	熊本市中央区新屋敷3-4-3-1F 株式会社トムス
56	奈良地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.12.18	1,539,770	随意	1,539,770	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	奈良市内侍原町8 有限会社ソメカワビル
57	熊本地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.12.18	1,764,854	随意	1,764,854	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
58	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.12.28	1,221,684	随意	1,221,684	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
59	秋田地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.12.18	1,299,270	随意	1,299,270	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
60	函館地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.12.27	874,782	随意	874,782	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	北海道桧山郡江差町字新地町33 有限会社共和商事
61	函館地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.12.13	1,428,900	随意	1,428,900	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
62	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.12.24	1,113,120	随意	1,113,120	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	愛知県名古屋市中村区横前町66 グランドール横前203号 セキムラエステート株式会社
63	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H29.12.26	1,190,793	随意	1,190,793	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
64	本部借上宿舎賃貸借契約	H29.12.7	1,196,770	随意	1,196,770	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
65	インフラ共通基盤の構築、賃貸借及び機器 保守党の契約等に係る再延長契約	H29.12.27	24,892,035	随意	24,892,035	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
66	業務管理システム及び債権管理システムに 係るアプリケーション保守業務委託契約	H29.12.27	14,689,382	随意	14,689,382	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社
67	次世代インフラ構築プロジェクト「B-2財務会計編」に関する契約等の再延長契約	H29.12.20	1,796,554	随意	1,796,554	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
68	人事・給与・勤怠システム(COMPANY)ライセンス及びソフトウェア賃貸借契約	H29.12.20	7,733,824	随意	7,733,824	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都千代田区神田練塀町3 東京センチュリー株式会社
-	被害者国選弁護業務管理システムに係る保 守業務委託契約の変更契約	H29.12.25	2,306,897	随意	2,317,070	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都台東区浅草5-4-2 伊予ビル4F 株式会社インターアーク
69	日本司法支援センター情報提供業務システム等一式の供給及び構築作業並びに保守 の委託契約等の延長契約	H29.12.28	4,533,850	随意	4,533,850	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
70	コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約の延長契約	H29.12.28	8,413,200	随意	8,413,200	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
71	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約の延長契約	H29.12.28	7,651,800	随意	7,651,800	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
72	静岡地方事務所及び法律事務所賃貸借契 約	H29.12.28	42,085,675	随意	42,085,675	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	静岡市葵区伝馬町2-9 山本建設工業株式会社
73	業務管理システム及び債権管理システム再 構築に係るデータ移行支援業務契約	H30.1.30	8,209,555	随意	8,209,555	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社
_	財務会計システム移行に係る役務、賃貸借 及び保守契約一式(変更契約)	H30.1.31	35,797,896	随意	36,848,575	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
74	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.5	1,640,928	随意	1,640,928	矢利物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	新潟県佐渡市徳和2377-2 株式会社北雪酒造
75	富山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.4	1,091,727	随意	1,091,727	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	富山市今泉西部町3-9 アサヒ保証サービス有限会社
75	富山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.4	1,091,727	随意	1,091,727	条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し		

76	鹿児島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.4	948,455	随意	948,455	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
77	青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.4	1,493,123	随意	1,493,123	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	青森市橋本1-7-2 北方商事株式会社
78	青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.4	1,606,676	随意	1,606,676	勤務地、交通の便等の 多件に合致する物件が	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
79	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.1	1,350,000	随意	1,350,000	勤務地、交通の便等の 条件に会致する物件が	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
80	平戸地域事務所賃貸借契約	H30.1.19	8,718,672	随意	8,718,672	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	福岡市博多区上川端町13-8 株式会社NTT西日本アセット・プランニング
81	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.19	2,143,704	随意	2,143,704	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
82	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.22	1,551,840	随意	1,551,840	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
83	熊本地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.31	1,612,160	随意	1,612,160	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
84	本部借上宿舎賃貸借契約	H30.1.31	1,172,160	随意	1,172,160	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
85	人事・給与・勤怠システム(COMPANY)ソフトウェア保守業務一式に係る延長契約	H30.1.31	37,368,142	随意	37,368,142	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都赤坂1-12-32 株式会社ワークスアプリケーションズ
86	本部借上宿舎賃貸借契約	H30.1.16	1,665,860	随意	1,665,860	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
87	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.1.25	1,609,860	随意	1,609,860	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
88	本部9階強電設備工事一式	H30.2.7	1,998,000	随意	2,052,000	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-8-1 大成建設株式会社東京支店
89	第三世代インフラ共通基盤の構築委託契約 の変更契約	H30.2.28	1,114,602,120	随意	1,114,602,120	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎ノ門1-2-6 IBJL東芝リース株式会社
90	徳島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.2.1	1,246,824	随意	1,246,824	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
91	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.2.1	1,498,147	随意	1,498,147	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
92	本部借上宿舎賃貸借契約	H30.2.9	1,791,950	随意	1,791,950	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
93	平戸地域事務所空調機等新設工事一式	H30.2.7	3,888,000	随意	3,888,000	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	福岡市博多区博多駅東2-5-1 日本メックス株式会社
94	旧静岡地方事務所原状回復工事	H30.2.16	3,024,000	随意	3,024,000	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	静岡市駿河区国吉田1-7-37 株式会社フジコーム
95	旧静岡法律事務所原状回復工事	H30.2.16	7,344,000	随意	7,344,000	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地建設株式会社
96	本部情報システム管理課労働者派遣業務	H30.3.2	1,079,730	随意	1,079,730	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西新宿8-4-2 野村不動産西新宿ビル6階 株式会社リクルートスタッフィング
97	情報提供業務システムの構築等委託契約 一式の変更契約	H30.3.23	508,754,752	随意	508,754,752	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
98	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.13	1,580,012	随意	1,580,012	突約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
99	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.16	1,442,487	随意	1,442,487	突刺物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
100	群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.20	1,044,540	随意	1,044,540	突約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
1011	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.28	940,800	随意	940,800	突刺物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構 九州支社
102	島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.9	831,840	随意	831,840	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない

### 別紙4 第3表

			1		ı	無致地 大マハ麻かへ		1
103	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.25	1,431,430	随意	1,431,430	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない
104	本部借上宿舎賃貸借契約	H30.3.15	1,495,860	随意	1,495,860	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都渋谷区2-7-13 ネオメット青山3階 合同会社ヴァーグ
105	本部借上宿舎賃貸借契約	H30.3.15	1,495,860	随意	1,495,860	突約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都渋谷区2-7-13 ネオメット青山3階 合同会社ヴァーグ
106	本部借上宿舎賃貸借契約	H30.3.15	1,471,320	随意	1,471,320	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都渋谷区2-7-13 ネオメット青山3階 合同会社ヴァーグ
107	本部借上宿舎賃貸借契約	H30.3.31	946,560	随意	946,560	実利物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
108	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.20	1,861,840	随意	1,861,840	突約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
109	茨城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.20	965,240	随意	965,240	失約物件以外に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
110	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.24	1,679,640	随意	1,679,640	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
111	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.20	1,609,248	随意	1,609,248	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区赤坂1-11-40 Eight Capital Management3株式会社
112	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.21	1,201,380	随意	1,201,380	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
113	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.28	876,000	随意	876,000	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構 九州支社
114	神奈川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.31	1,132,050	随意	1,132,050	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
115	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H30.3.28	1,238,190	随意	1,238,190	勤務地、交通の便等の 条件に合致する物件が 契約物件以外に存在し ないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
116	平戸地域事務所間仕切り工事及び移転作 業一式	H30.3.5	2,121,498	随意	2,121,498	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	長崎市田中町587-1 株式会社イシマル
117	旧平戸地域事務所原状回復工事一式	H30.3.16	1,058,400	随意	1,058,400	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	長崎県平戸市築地町479-1 株式会社中野ハウジング
118	神奈川地方事務所川崎支部賃貸借契約 (契約変更)	H30.3.23	18,234,060	随意	18,234,060	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー18階 ユナイテッド・アーバン投資法人
119	コールセンター賃貸借契約(契約変更)	H30.3.29	54,664,585	随意	54,664,585	契約の性質又は目的 が競争に適しないた め。	規程第18条 第1項第1号	東京都中央区八重洲1-9-9 東京建物株式会社
	合 計		3,337,655,862					

### 「平成 29 年度日本司法支援センター契約状況表」附属説明書

### 1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約(注)が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

- (注) いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである(契約事務取扱細則(平成18年細則第2号)第23条)。
- (1) 「競争性のある契約」について(第2表の1ないし第2表の3) 競争性のある契約は39件で全体の24.7%、契約金額は約9億3,000万円で全体の21.8%であり、シンクライアントシステムやインフラ共通基盤といったシステム更改に関する大規模な業務委託契約を締結した平成28年度と比較して、契約金額及び当該金額が全体に占める比率がいずれも大幅に減少している。
- (2) 「競争性のない随意契約」について(第3表)

競争性のない随意契約は 119 件で全体の 75.3%、契約金額は約 33 億 4,000 万円で全体の 78.2%と、(1)とは逆に、平成 28 年度と比較して契約金額及び当該金額が全体に占める比率が増大しているが、その要因として、契約 1 件当たりの金額が大きいシステム関係の業務委託(延長・変更を含む。)について、26 件の性質随意契約を締結したことが挙げられる。

### 2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舎の賃貸借契約(第3表(内訳1)及び(内訳2))

随意契約の件数比率が高い要因として、 事務所及び 職員用の借上宿舎に係る建物の賃貸借契約件数が多いことが挙げられ、平成 29 年度は、 の契約が 5 件、 の契約が 65 件の合計 70 件であり、契約全体(158 件)の 44.3%、随意契約全体(119 件)の 58.8%を占めている。

このような建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの(税務署庁舎等の土地建物借料)」であり、随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。

この点、 については、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ、地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、おのずと物件は特定され、また、 についても、職員の能率的な職務遂行を確保するために事務所からの通勤の利便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物

件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定する取扱いであることから、おのずと物件は特定され、随意契約によることがやむを得ない状況となっている。

なお、契約対象の建物は物件によって賃料が異なることから、これらの賃貸借契約に当たり、 については、複数物件の中から利用者の利便性、面積、賃料等の条件を総合的に勘案し、また、 についても、 同様、複数物件の諸条件を総合的に勘案するとともに、上記のとおり、敷金や礼金の負担が生じないという条件も考慮した上で物件を選定している。

- (2) 会計監査人契約及び官報公告契約(第3表(内訳3)及び(内訳4)) これらの契約については、その性質上競争契約になじまず、随意契約とならざ るを得なかったものである。
- (3) 前記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明 第1表の「競争性のない随意契約」中、「他との互換性がない契約」の全体件 数は第3表(内訳5)のとおり42件で全体の26.6%、契約金額にして約29億 2,000万円で全体の68.3%となっている。これらの案件について、随意契約とし た主な理由は以下のとおりである。
  - ア 判例等検索データベースの利用契約 (第3表 No.3 ないし6)

支援センターに寄せられる多様な事件を処理するためにインターネット上で利用している判例・法令等検索データベースについては、現在、複数の業者から提供されているところ、各データベースの主な搭載内容は以下のとおり区々であることから、常勤弁護士が事案に応じた判例等を適切に調査するに当たっては、複数のデータベースを利用している実情にある。

判例秘書(判例タイムズに掲載された判例等、金融法務の実務問題)

TKC ローライブラリー(刑事事件量刑データベース)

Westlaw Japan (交通事故に関する判例)

D1-Law.com(各種法令の改正履歴情報、紛争類型別要件事実解説データベース)

これらを利用するためには、当該データベースを提供している者と個々に契約する以外に方法がなく、随意契約とならざるを得なかったものである。

イ 事務所の各種設備工事(第3表 No.10 ほか)

平成 29 年度は、静岡及び平戸の事務所移転に伴う工事を始めとした各種設備工事を委託したが、これらの工事については、建物のセキュリティ面を考慮した業者の立入制限や、竣工時に電源設備等を施工した業者しか取り扱うことができないといった理由により、賃貸人において指定した業者との随意契約とならざるを得なかったものである。

ウ 多言語情報提供サービス業務委託契約(第3表(内訳6)No.1) 本業務は、当初、一般競争入札により株式会社ブリックスが落札したが、同 社は、4月の業務開始以降、本業務を所定の水準で履行することが困難と思わ れる種々の問題を生じさせた。そこで、同社に対し、複数回にわたって業務改善を申し入れたものの、一向に改善策が講じられなかったことから、同社への業務委託を継続することは極めて困難と判断し、平成 29 年 7 月 21 日をもって契約を解除した。

本業務の重要性、利用状況等に照らせば、契約解除後も間断なく質の高いサービスを提供することが求められている状況において、本業務を遂行可能な業者との間で可及的速やかに新たな契約を締結する必要があったことから、本件は、会計規程第18条第1項第2号に基づく緊急の必要による随意契約とならざるを得なかったものである。

エ システム関係業務委託契約(第3表(内訳7))

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者しか取り扱うことができない契約及び原契約の延長・変更に伴う契約であることから、当該業者との随意契約とならざるを得なかったものである(前記1(2)参照)。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成 28 年度において、競争性のある契約 42 件中、一者応札は 4 件で全体の 9.5% であったが、平成 29 年度においては、39 件中 3 件で全体の 7.7% と、件数・比率 ともに低い水準を維持している。

支援センターが一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知方法として、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることを改めて周知することにより、新規業者の開拓を進めている。

また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書(案)及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成 22 年度以降は、ホームページ上に応募者を増やすための改善方法を 公表することにより、競争性の確保に努めている。

平成 29 年度に一者応札となった 3 件については、仕様に対応可能な業者が限定される調達内容であったために、結果的に一者応札となった案件であり、平成 28 年度の課題であった支援センター側の調達スケジュールの問題については、改善されたものと整理することができる。

4 契約に係る情報(予定価格及び落札率)の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則第 25 条の規定に基づくいわゆる少額随意 契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、 相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平 成 21 年度からは、予定価格及び落札率も公表事項として追加するとともに、競争 入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

### 5 契約に関する規程等の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めているところ、これら規程等において、契約を締結する場合の原則的な取扱いを一般競争入札とし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、同契約を締結する場合の契約期間に関する規定を設けており、以降、当該規定に基づいた 運用が行われている。

会計規程(平成18年規程第1号)

(期間の定めのない契約及び複数年契約)

- 第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。
- 2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が1年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 不動産の賃貸借契約 3年以内
  - (2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7 年以内
  - (3) その他 1 年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3 年以内

### 6 契約事務に係る執行体制について

契約に関する事務については、前記5のとおり契約締結の原則的な取扱いを一般 競争入札によることとしており、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起 案し、財務会計課内の決裁を経た上で、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐこ とにより、その適正性を担保している。

また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上で、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

文書決裁規程(平成 18 年規程第6号) 別表に基づき、予定価格が50 万円未満の契約は財務会計課長、50 万円以上300 万円未満のものは総務部長、300 万円以上1,000 万円 未満のものは事務局長、1,000 万円以上のものは理事長決裁となっている。